

◇ 研究ノート ◇

韓国の2013年7月1日施行された 家族法の概要（1）

趙 慶 済*

目 次

はじめに

資料1 韓国「民法」新旧対照表

資料2 韓国「家事訴訟法」(抄)

資料3 韓国「家事訴訟規則」(抄) (以上、本号)

1. 2011.3.7民法改正法の概要
2. 2011.5.19民法改正法の概要
3. 2012.2.10民法改正法の概要
4. 民法改正法施行に備えた家事訴訟法の改正
5. 法定後見・後見契約、親権・未成年後見に係る審判等の公示

おわりに

資料4 韓国「後見登記に関する法律」(抄)

資料5 韓国「家族関係の登録等に関する法律」(抄) (以上、351号の予定)

は じ め に

大韓民国（以下「韓国」という）では、2011年から2012年までに三度に亘り家族法が改正され、それら改正法のいずれもが2013年7月1日に施行された。

第一は、成年年齢の引き下げ、成年後見制度・未成年後見制度の導入及び親族会の廃止を柱とする2011年3月7日公布の「民法一部改正法律」（法律10429号）（以下、「2011.3.7民法改正法」という）である¹⁾。第二は、単独親権者死亡等の際の

* ちょう・きよんじえ 司法書士 立命館大学非常勤講師

1) 2011.3.7民法改正法の政府案については、加藤雅信・岡孝「「民法改正日韓共同シンポジウム」を終えて」法律時報82巻3号（2010.4）74頁（79頁以下）、金祥洙「成年後見人に関する民法改正案について(上)(下)」国際商事法務37巻12号（2009.12）1710頁、同38巻1号（2010.1）128頁。同改正法については、金亮完「成年後見の導入・成年年齢の引

親権者指定等を柱とする2011年5月19日公布の「民法一部改正法律」（法律第10645号）（以下、「2011.5.19民法改正法」という）である²⁾。第三は、未成年者の入養（養子縁組）には家庭法院の許可が必要とすることを柱とする2012年2月10日公布の「民法一部改正法律」（法律第11300号）（以下、「2012.2.10民法改正法」という）である³⁾。

それら改正法の施行に備えて、「家事訴訟法」（以下、「家訴法」という）の改正（2013年4月5日法律第11725号、同年7月30日法律第11949号）、成年後見等を公示する「後見登記に関する法律」（以下、「後見登記法」という）の制定（2013年4月5日法律第11732号）、そして「家族関係の登録等に関する法律」（以下、「家族関係登録法」という）の改正（2013年7月30日法律第11950号）が行われた。

本稿は、それら三度に亘る民法改正法の概要を記すものである。

本号と次号の末尾に関連法令の拙訳を資料として掲記した⁴⁾。参考にして頂きたい。

資料1 韓国「民法」新旧対照表、資料2 韓国「家事訴訟法」（抄）、資料3 韓国「家事訴訟規則」（抄）、資料4 韓国「後見登記に関する法律」（抄）、資料5 韓国「家族関係の登録等に関する法律」（抄）

1) 下げに関する韓国民法改正案の成立(上)(下) 戸籍時報667号(2011.4) 2頁, 同668号(2011.5) 10頁, 鄭英模「韓国成年後見法の概要」実践成年後見法39号(2011.10) 146頁, 朴仁煥「国際連合障害者の権利に関する条約と韓国新成年後見制度の課題」実践成年後見法47号(2013.10) 96頁など。

2) 2011.5.19民法改正法については, 金亮完「韓国の親権法改正」戸籍時報671号(2011.7) 47頁, 金亮完「韓国の親権法」戸籍時報698号(2013.6) 39頁など。

3) 2012.2.10民法改正法については, 金亮完「養子法及び婚姻法に係る韓国家族法の改正」戸籍時報687号(2012.9) 43頁。

4) 法令は, 韓国「国家法令情報センター」HP <http://www.law.go.kr/main.html> より入手。

資料 1 韓国「民法」新旧対照表

「民法」(抄) (1958年2月22日法律第471号から2009年5月8日法律第9650号まで)	「民法」(抄) (2011年3月7日法律第10429号, 同年5月19日法律第10645号, 2012年2月10日法律第11300号, による改正条項等)
第1編 総則	第1編 総則
第2章 人	第2章 人
第1節 能力	第1節 能力
第4条(成年期) 満20才で成年となる。	第4条(成年) 人は19歳で成年となる。 ※(2011・3・7法10429で, 本条を全部改正)
第5条(未成年者の能力) ① 未成年者が法律行為をするには法定代理人の同意を得なければならない。ただし, 権利だけを得るか義務だけを免れる行為はその限りでない。 ② 前項の規定に違反した行為は取消することができる。	第5条(未成年者の能力) (左と同じ)
第9条(限定治産の宣告) 心神が薄弱若しくは財産の浪費により自己若しくは家族の生活を窮迫させる恐れがある者に対しては, 法院は本人, 配偶者, 4寸以内の親族, 後見人又は検事の請求によって限定治産を宣告しなければならない。	第9条(成年後見開始の審判) ① 家庭法院は, 疾病, 障害, 老齡その他の事由に基づく精神的制約により事務を処理する能力が持続的に欠如した者に対して, 本人, 配偶者, 4寸以内の親族, 未成年後見人, 未成年後見監督人, 限定後見人, 限定後見監督人, 特定後見人, 特定後見監督人, 検事又は地方自治団体の長の請求により成年後見開始の審判を行う。 ② 家庭法院は成年後見開始の審判をするとき, 本人の意思を考慮しなければならない。 ※(2011・3・7法10429で, 本条を全部改正)
第10条(限定治産者の能力) 第5条乃至第8条の規定は, 限定治産者に	第10条(被成年後見人の行為と取消) ① 被成年後見人の法律行為は取消

<p>これを準用する。</p>	<p>すことができる。</p> <p>② 第1項にかかわらず家庭法院は取消できない被成年後見人の法律行為の範囲を定めることができる。</p> <p>③ 家庭法院は本人、配偶者、4寸以内の親族、成年後見人、成年後見監督人、検事又は地方自治団体の長の請求により第2項の範囲を変更することができる。</p> <p>④ 第1項にかかわらず、日用品の購入等の日常生活に必要でその代価が過度でない法律行為は成年後見人が取消すことはできない。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第11条(限定治産宣告の取消) 限定治産の原因が消滅したときには、法院は第9条に規定した者の請求によって、その宣告を取消さなければならない。</p>	<p>第11条(成年後見終了の審判) 成年後見開始の原因が消滅した場合には家庭法院は本人、配偶者、4寸以内の親族、成年後見人、成年後見監督人、検事又は地方自治団体の長の請求により成年後見終了の審判を行う。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第12条(禁治産の宣告) 心神喪失の常態にある者に対しては、法院は第9条に規定した者の請求によって禁治産を宣告をしなければならない。</p>	<p>第12条(限定後見開始の審判) ① 家庭法院は疾病、障害、老齢、その他の事由に基づく精神的制約で事務を処理する能力が不足した者に対して、本人、配偶者、4寸以内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、成年後見人、成年後見監督人、特定後見人、特定後見監督人、検事又は地方自治団体の長の請求により限定後見開始の審判を行う。</p> <p>② 限定後見開始の場合に第9条第2項を準用する。</p>

	<p>※2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第13条(禁治産者の能力) 禁治産者の法律行為は取消することができる。</p>	<p>第13条(被限定後見人の行為と同意)</p> <p>① 家庭法院は、被限定後見人が限定後見人の同意を得なければならぬ行為の範囲を定めることができる。</p> <p>② 家庭法院は、本人、配偶者、4寸以内の親族、限定後見人、限定後見監督人、検事又は地方自治団体の長の請求により第1項による限定後見人の同意を受けなければできない行為の範囲を変更することができる。</p> <p>③ 限定後見人の同意を必要とする行為について限定後見人が被限定後見人の利益が侵害されるおそれがあるのにその同意をしないときには、家庭法院は被限定後見人の請求によって限定後見人の同意に代わる許可をすることができる。</p> <p>④ 限定後見人の同意が必要な法律行為を被限定後見人が限定後見人の同意なく行ったときには、その法律行為を取消することができる。ただし、日用品の購入等の日常生活に必要でその代価が過度でない法律行為についてはその限りでない。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第14条(禁治産宣告の取消) 第11条の規定は禁治産者に準用する。</p>	<p>第14条(限定後見終了の審判) 限定後見開始の原因が消滅した場合には家庭法院は、本人、配偶者、4寸以内の親族、限定後見人、限定後見監督人、検事又は地方自治団体の長の請求により限定後見終了の審判を行う。</p>

	<p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
	<p>第14条の2（特定後見の審判） ① 家庭法院は、疾病、障害、老齢、その他の事由に基づく精神的制約で一時的支援又は特定の事務に関する支援が必要な者に対して、本人、配偶者、4寸以内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、検事又は地方自治団体の長の請求により特定後見の審判を行う。</p> <p>② 特定後見は本人の意思に反して行ってはならない。</p> <p>③ 特定後見の審判をする場合には特定後見の期間又は事務の範囲を定めなければならない。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
	<p>第14条の3（審判間の関係） ① 家庭法院が被限定後見人又は被特定後見人に対して成年後見開始の審判を行うときには、従前の限定後見又は特定後見の終了の審判を行う。</p> <p>② 家庭法院が被成年後見人又は被特定後見人に対して限定後見開始の審判を行うときには、従前の成年後見又は特定後見の終了の審判を行う。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
<p>第15条(無能力者の相手方の催告権)</p> <p>① 無能力者の相手方は、無能力者が能力者になった後に、これに対して1月以上の期間を定めて、その取消できる行為を追認するかどうかの確答を催告することができる。能力者になった者がその期間</p>	<p>第15条(制限能力者の相手方の確答を催促する権利) ① 制限能力者の相手方は制限能力者が能力者になった後に、本人に1か月以上の期間を定めて、その取消できる行為を追認するかどうかの確答を催促することができる。能力者に</p>

<p>答を發しなかつたときには、その行為を追認したものとみなす。</p> <p>② 無能力者が能力者になっていないときには、その法定代理人に対して前項の催告をすることができ、その法定代理人がその期間内に確答を發しないときには、その行為を追認したものとみなす。</p> <p>③ 特別の手續を要する行為に関しては、その期間内にその手續を踏んで確答を發しなければ取消したものとみなす。</p>	<p>なつた者がその期間内に確答を發しなければその行為を追認したものとみなす。</p> <p>② 制限能力者が未だ能力者でない場合には、その法定代理人に第1項の催促をすることができ、法定代理人がその定められた期間内に確答を發しない場合にはその行為を追認したものとみなす。</p> <p>③ 特別な手續が必要な行為は、その定められた期間内にその手續を踏んだ確答を發しなければ取消したものとみなす。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第16条(無能力者の相手方の撤回權と拒絶權) ① 無能力者の契約は、追認あるときまでに相手方がその意思表示を撤回することができる。ただし、相手方が契約当時に無能力者であることを知っていたときには、その限りでない。</p> <p>② 無能力者の単独行為は、追認あるときまでは相手方が拒絶することができる。</p> <p>③ 前2項の撤回と拒絶の意思表示は無能力者に対してもすることができる。</p>	<p>第16条(制限能力者の相手方の撤回權と拒絶權) ① 制限能力者が締結した契約は、追認あるときまで相手方がその意思表示を撤回することができる。ただし、相手方が契約当時に制限能力者であることを知っていた場合には、その限りでない。</p> <p>② 制限能力者の単独行為は、追認があるときまで相手方が拒絶することができる。</p> <p>③ 第1項の撤回や第2項の拒絶の意思表示は制限能力者に対してもすることができる。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第17条(無能力者の詐術) ① 無能力者が詐術を以て能力者に信じさせたときは、その行為を取消することができない。</p> <p>② 未成年者又は限定治産者が詐術を以て法定代理人の同意あるものと信じさせたときも、前項と同様</p>	<p>第17条(制限能力者の詭計) ① 制限能力者が詭計を以て自己を能力者と信じさせた場合には、その行為を取消することができない。</p> <p>② 未成年者又は被限定後見人が詭計を以て法定代理人の同意があると信じさせた場合でも、第1項と</p>

韓国の2013年7月1日施行された家族法の概要（1）（趙）

である。	同様である。 ※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)
第3節 不在と失踪	第3節 不在と失踪
第25条(管理人の権限) 法院が選任した財産管理人が第118条に規定する権限を超える行為をするには法院の許可を得なければならない。不在者の生死が分明でない場合に不在者が定めた管理人が権限を超える行為をするときでも同様である。	第25条(管理人の権限) (左と同じ)
第5章 法律行為	第5章 法律行為
第2節 意思表示	第2節 意思表示
第111条(意思表示の効力発生時期) ① 相手方のある意思表示は、その通知が相手方に到達したときから、その効力が生ずる。 ② 表意者がその通知を発した後に死亡したか行為能力を喪失しても意思表示の効力に影響を及ぼさない。	第111条(意思表示の効力発生時期) ① 相手方のある意思表示は、相手方に到達したときに、その効力が生ずる。 ② 意思表示者がその通知を発した後に死亡したか制限能力者になっても意思表示の効力に影響を及ぼさない。 ※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)
第112条(意思表示の受領能力) 意思表示の相手方がそれを受けたときに無能力者である場合には、その意思表示で対抗できない。ただし、法定代理人がその到達を知った後にはその限りでない。	第112条(制限能力者に対する意思表示の効力) 意思表示の相手方が意思表示を受けたときに制限能力者である場合には、意思表示者はその意思表示で対抗できない。ただし、その相手方の法定代理人が意思表示が到達した事実を知った後にはその限りでない。 ※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)
第3節 代理	第3節 代理
第118条(代理権の範囲) 権限を定め	第118条(代理権の範囲) (左と同じ)

<p>ない代理人は次の各号の行為に限ってすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保存行為 2. 代理の目的である物件若しくは権利の性質を変えない範囲でその利用又は改良する行為 	
<p>第127条(代理権の消滅事由) 代理権は、次の各号の事由で消滅する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本人の死亡 2. 代理人の死亡、禁治産又は破産 	<p>第127条(代理権の消滅事由) 代理権は、次の各号のいずれかに該当する事由があれば消滅する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本人の死亡 2. 代理人の死亡、成年後見の開始又は破産 <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第135条(無権代理人の相手方に対する責任) ① 他人の代理人として契約をした者がその代理権を証明できず又本人の追認を得られなかったときには、相手方の選択に従い契約の履行又は損害賠償の責任がある。</p> <p>② 相手方が代理権のないことを知っていたか知り得たとき又は代理人として契約をした者が行為能力がないときには前項の規定を適用しない。</p>	<p>第135条(相手方に対する無権代理人の責任) ① 他の者の代理人として契約を結んだ者がその代理権を証明できず又本人の追認を受けられなかった場合には、相手方の選択に従い契約を履行する責任又は損害を賠償する責任がある。</p> <p>② 代理人として契約を結んだ者に代理権がない事実を相手方が知っていたか知り得たとき又は代理人として契約を結んだ者が制限能力者であるときには第1項を適用しない。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第4節 無効と取消</p>	<p>第4節 無効と取消</p>
<p>第140条(法律行為の取消権者) 取消できる法律行為は無能力者、瑕疵ある意思表示をした者、その代理人又は承継人に限って取消ができる。</p>	<p>第140条(法律行為の取消権者) 取消できる法律行為は制限能力者、錯誤によるか詐欺・強迫によって意思表示をした者、その代理人又は承継人に限って取消ができる。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第141条(取消の効果) 取消した法律</p>	<p>第141条(取消の効果) 取消した法律</p>

<p>行為は初めから無効なもののみならず。ただし、無能力者はその行為によって受けた利益が現存する限度で償還する責任がある。</p>	<p>行為は初めから無効なもののみならず。ただし、制限能力者はその行為によって受けた利益が現存する限度で償還する責任がある。 ※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第144条(追認の要件) ① 追認は取消の原因が終了した後でなければ効力がない。 ② 前項の規定は、法定代理人が追認する場合には適用しない。</p>	<p>第144条(追認の要件) ① 追認は取消の原因が消滅した後にしたときに限り効力がある。 ② 第1項の規定は、法定代理人又は後見人が追認する場合には適用しない。 ※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第7章 消滅時効</p>	<p>第7章 消滅時効</p>
<p>第179条(無能力者と時効停止) 消滅時効の期間満了前6月内に無能力者の法定代理人がいなくときには、本人が能力者になるか法定代理人が就任したときから6月内は時効が完成しない。</p>	<p>第179条(制限能力者の時効停止) 消滅時効の期間満了前6か月内に制限能力者に法定代理人がいなく場合には、本人が能力者になるか法定代理人が就任したときから6か月内は時効が完成しない。 ※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第180条(財産管理者に対する無能力者の権利、夫婦間の権利と時効停止) ① 財産を管理する父、母又は後見人に対する無能力者の権利は、本人が能力者になるか後任の法定代理人が就任したときから6月内は消滅時効が完成しない。 ② 夫婦の一方の他方に対する権利は婚姻関係の終了したときから6月内は消滅時効が完成しない。</p>	<p>第180条(財産管理者に対する制限能力者の権利、夫婦間の権利と時効停止) ① 財産を管理する父、母又は後見人に対する制限能力者の権利は、本人が能力者になるか後任の法定代理人が就任したときから6か月内は消滅時効が完成しない。 ② 夫婦中の一方が他の一方に対して有する権利は婚姻関係の終了したときから6か月は消滅時効が完成しない。 ※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>

第3編 債権	第3編 債権
第2章 契約	第2章 契約
第11節 委任	第11節 委任
第681条(受任者の善管義務) 受任者は委任の本旨に従い善良な管理者の注意で委任事務を処理しなければならない。	第681条(受任者の善管義務) (左と同じ)
第690条(死亡, 破産等と委任の終了) 委任は当事者の一方が死亡又は破産によって終了する。受任者が禁治産宣告を受けたときも同様である。	第690条(死亡, 破産等と委任の終了) 委任は当事者の一方が死亡したか破産で終了する。受任者が成年後見開始の審判を受けた場合も同様である。 ※(2011・3・7法10429で, 本条を全部改正)
第691条(委任終了時の緊急処理) 委任終了の場合に急迫な事情があるときには, 受任者その相続人若しくは法定代理人は, 委任者その相続人若しくは法定代理人が委任事務を処理できるときまでその事務の処理を継続しなければならない。その場合には委任の存続と同一の効力がある。	第691条(委任終了時の緊急処理) (左と同じ)
第692条(委任終了の對抗要件) 委任終了の事由はそれを相手方に通知するか相手方がそれを知ったときでなければ, それを以て相手方に對抗できない。	第692条(委任終了の對抗要件) (左と同じ)
第13節 組合	第13節 組合
第717条(非任意脱退) 前条の場合の外に組合員は次の各号の事由によって脱退する。 1. 死亡 2. 破産 3. 禁治産 4. 除名	第717条(非任意脱退) 第716条の場合の外に組合員は次の各号のいずれか一に該当する事由があれば脱退する。 1. 死亡 2. 破産 3. 成年後見の開始

	<p>4. 除名 ※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第5章 不法行為</p>	<p>第5章 不法行為</p>
<p>第755条(責任無能力者の監督者の責任) ① 前2条の規定によって無能力者に責任のない場合には本人を監督する法定義務のある者がその無能力者の第三者に加えた損害を賠償する責任がある。ただし、監督義務を懈怠しなかったときにはその限りでない。 ② 監督義務者に代わって無能力者を監督する者も前項の責任がある。</p>	<p>第755条(監督者の責任) ① 他の者に損害を加えた者が、第753条又は第754条により責任がない場合には本人を監督する法定義務のある者がその損害を賠償する責任がある。ただし、監督義務を怠らなかつた場合にはその限りでない。 ② 監督義務者に代わって第753条又は第754条により責任のない者を監督する者も第1項の責任がある。 ※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第4編 親族編</p>	<p>第4編 親族</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>第777条(親族の範囲) 親族関係による法律上の効力は、本法又は他の法律に特別な規定がない限り次の各号に該当する者に及ぶ。 1 8寸以内の血族 2 4寸以内の姻戚 3 配偶者</p>	<p>第777条(親族の範囲) (左と同じ)</p>
<p>第2章 家族の範囲と子の姓と本</p>	<p>第2章 家族の範囲と子の姓と本</p>
<p>第779条(家族の範囲) ① 次の者は家族となる。 1. 配偶者、直系血族及び兄弟姉妹 2. 直系血族の配偶者、配偶者の直系血族及び配偶者の兄弟姉妹 ② 第1項第2号の場合には、生計を同じくする場合に限る。</p>	<p>第779条(家族の範囲) (左と同じ)</p>

第 3 章 婚姻	第 3 章 婚姻
第 1 節 約婚	第 1 節 約婚
<p>第801条(約婚年齢) 満18歳になった者は、父母又は後見人の同意を得て約婚することができる。その場合には第808条の規定を準用する。</p>	<p>第801条(約婚年齢) 18歳になった者は、父母若しくは未成年後見人の同意を得て約婚をすることができる。その場合第808条を準用する。 ※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第802条(禁治産者の約婚) 禁治産者は、父母又は後見人の同意を得て約婚をすることができる。その場合には第808条の規定を準用する。</p>	<p>第802条(成年後見と約婚) 被成年後見人は、父母若しくは成年後見人の同意を得て約婚をすることができる。その場合第808条を準用する。 ※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第804条(約婚解除の事由) 当事者の一方に次の各号の事由があるときには相手方は約婚を解除することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 約婚後、資格停止以上の刑の宣言を受けたとき。 2. 約婚後、禁治産又は限定治産の宣告を受けたとき。 3. 性病、不治の精神病その他不治の悪疾があるとき。 4. 約婚後、他人と約婚又は婚姻したとき。 5. 約婚後、他人と姦淫したとき。 6. 約婚後、1年以上その生死が不明のとき。 7. 正当な理由なく婚姻を拒絶するか若しくは時期を遅延するとき。 8. その他重大な事由があるとき。 	<p>第804条(約婚解除の事由) 当事者の一方に次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には相手方は約婚を解除することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 約婚後、資格停止以上の刑を宣告された場合 2. 約婚後、成年後見開始若しくは限定後見開始の審判を受けた場合 3. 性病、不治の精神病、その他不治の病疾が在る場合 4. 約婚後他の者と約婚若しくは婚姻をした場合 5. 約婚後他の者と姦淫した場合 6. 約婚後1年以上生死が不明な場合 7. 正当な理由なく婚姻を拒絶するかその時期を遅らせる場合 8. その他重大な事由がある場合 <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第806条(約婚解除と損害賠償請求権) ① 約婚を解除したときには当事者</p>	<p>第806条(約婚解除と損害賠償請求権) (左と同じ)</p>

<p>の一方は、過失ある相手方に対してそれに因る損害の賠償を請求することができる。</p> <p>② 前項の場合には、財産上の損害以外の精神上の苦痛に対しても損害賠償の責任がある。</p> <p>③ 精神上の苦痛に対する賠償請求権は、譲渡又は承継することができない。ただし、当事者間に予めその賠償に関する契約が成立しているか訴を提起した後はその限りでない。</p>	
<p>第2節 婚姻の成立</p>	<p>第2節 婚姻の成立</p>
<p>第808条(同意を要する婚姻) ① 未成年者が婚姻をするときは、父母の同意を得なければならず、父母の一方が同意権を行使できないときには他の一方の同意を得なければならず、父母がすべて同意権を行使できないときには後見人の同意を得なければならない。</p> <p>② 禁治産者は、父母又は後見人の同意を得て婚姻することができる。</p> <p>③ 第1項及び第2項の場合に父母又は後見人がいないか又は同意できないときには親族会の同意を得て婚姻することができる。</p>	<p>第808条(同意が必要な婚姻) ① 未成年者が婚姻をする場合には、父母の同意を得なければならず、父母の一方が同意権を行使できないときには他の一方の同意を得なければならず、父母がすべて同意権を行使できないときには未成年後見人の同意を得なければならない。</p> <p>② 被成年後見人は、父母若しくは成年後見人の同意を得て婚姻をすることができる。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第3節 婚姻の無効と取消</p>	<p>第3節 婚姻の無効と取消</p>
<p>第810条(重婚の禁止) 配偶者のある者は重ねて婚姻することができない。</p>	<p>第810条(重婚の禁止) (左と同じ)</p>
<p>第814条(外国での婚姻申告) ① 外国にいる本国民間の婚姻は、その外国に駐在する大使、公使又は領事に申告することができる。</p> <p>② 第1項の申告を受理した大使、</p>	<p>第814条(外国での婚姻申告) (左と同じ)</p>

公使又は領事は、遅滞なくその申告書類を本国の登録基準地を管轄する家族関係登録官署に送付しなければならない。	
第818条(重婚の取消請求権者) 婚姻が第810条の規定に違反したときには、当事者及びその配偶者、直系尊属、4寸以内の傍系血族または検事があるときは、検事がその取消を請求することができる。	第818条(重婚の取消請求権者) 当事者及びその配偶者、直系血族、4寸以内の傍系血族又は検事は第810条に違反した婚姻の取消を請求することができる。 ※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)
第819条(同意のない婚姻の取消請求権の消滅) 第808条の規定に違反した婚姻は、その当事者が20歳に達した後又は禁治産宣告の取消があった後3月を経過したか婚姻中懐胎したときにはその取消を請求することができない。	第819条(同意のない婚姻の取消請求権の消滅) 第808条に違反した婚姻はその当事者が19歳となった後又は成年後見終了の審判があった後3か月が経過したか婚姻中に妊娠した場合にはその取消を請求することができない。 ※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)
第823条(詐欺、強迫に因る婚姻取消請求権の消滅) 詐欺、強迫に因る婚姻は、詐欺を知った日又は強迫を免れた日から3月を経過したときは、その取消を請求することができない。	第823条(詐欺、強迫に因る婚姻取消請求権の消滅) (左と同じ)
第824条(婚姻取消の効力) 婚姻の取消の効力は既往に遡及しない。	第824条(婚姻取消の効力) (左と同じ)
第4節 婚姻の効力	第4節 婚姻の効力
第828条(夫婦間の契約の取消) 夫婦間の契約は、婚姻中いつでも夫婦の一方がこれを取消することができる。ただし、第三者の権利を害することはできない。	※(2012・2・10法11300で、本条を削除する改正)
第833条(生活費用) 夫婦の共同生活に必要な費用は、当事者間に特別	第833条(生活費用) (左と同じ)

<p>な契約がなければ夫婦が共同で負担する。</p>	
<p>第5節 離婚</p>	<p>第5節 離婚</p>
<p>第835条(禁治産者の協議上の離婚) 第808条第2項及び第3項の規定は、禁治産者の協議上の離婚にこれを準用する。</p>	<p>第835条(成年後見と協議上の離婚) 被成年後見人の協議上の離婚に関しては第808条第2項を準用する。 ※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第837条(離婚と子の養育責任) ① 当事者はその子の養育に関する事項を協議によって定める。 ② 第1項の協議は次の事項を含めなければならない。 1. 養育者の決定 2. 養育費用の負担 3. 面接交渉権の行使の可否及びその方法 ③ 第1項による協議が子の福利に反する場合には、家庭法院は補正を命ずるか職権でその子の意思・年齢と父母の財産状況、その他の事情を参酌して養育に必要な事項を定める。 ④ 養育に関する事項の協議が成立しないか協議ができないときには、家庭法院は職権又は当事者の請求によりそれに関して決定する。その場合家庭法院は第3項の事情を参酌しなければならない。 ⑤ 家庭法院は、子の福利のために必要と認める場合には、父・母・子及び検事の請求又は職権で子の養育に関する事項を変更するか他の適切な処分をすることができる。 ⑥ 第3項から第5項までの規定は養育に関する事項以外では、父母の権利義務に変更をもたらしては</p>	<p>第837条(離婚と子の養育責任) (左と同じ)</p>

ならない。	
<p>第837条の2(面接交渉権) ① 子を直接養育しない父母の一方と子は相互に面接交渉できる権利を有する。</p> <p>② 家庭法院は、子の福利のため必要なときには当事者の請求又は職権によって面接交渉権を制限するか排除することができる。</p>	第837条の2(面接交渉権) (左と同じ)
<p>第839条の2(財産分割請求権) ① 協議上の離婚をした者の一方は、他の一方に対して財産分割を請求することができる。</p> <p>② 第1項の財産分割に関して協議がなされないか協議をすることができないときには、家庭法院は当事者の請求によって当事者双方の協力で築いた財産の額数その他の事情を参酌して分割の額数と方法を定める。</p> <p>③ 第1項の財産分割請求権は、離婚した日から2年が経過したときに消滅する。</p>	第839条の2(財産分割請求権) (左と同じ)
<p>第839条の3(財産分割請求権保全のための詐害行為取消権) ① 夫婦の一方が、他の一方の財産分割請求権の行使を害することを知りながら財産権を目的とする法律行為をしたときには、他の一方は第406条第1項を準用してその取消及び原状回復を家庭法院に請求することができる。</p> <p>② 第1項の訴は第406条第2項の期間内に提起しなければならない。</p>	第839条の3(財産分割請求権保全のための詐害行為取消権) (左と同じ)
第843条(準用規定) 第806条, 第837条, 第837条の2及び第839条の2	第843条(準用規定) 裁判上の離婚による損害賠償責任に関しては第

<p>の規定は、裁判上の離婚の場合に準用する。</p>	<p>806条を準用し、裁判上の離婚による子女の養育責任等に関しては第837条を準用し、裁判上の離婚による面接交渉権に関しては第837条の2を準用し、裁判上の離婚による財産分割請求権に関しては第839条の2を準用し、裁判上の離婚による財産分割請求権保全のための詐害行為取消権に関しては第839条の3を準用する。</p> <p>※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>
<p>第4章 父母と子</p>	<p>第4章 父母と子</p>
<p>第1節 親生子</p>	<p>第1節 親生子</p>
<p>第848条(禁治産者の親生否認の訴)</p> <p>① 夫又は妻が禁治産者のときには、その後見人は親族会の同意を得て親生否認の訴を提起することができる。</p> <p>② 第1項の場合に後見人が親生否認の訴を提起しないときには禁治産者は禁治産宣告の取消があった日から2年内に親生否認の訴を提起することができる。</p>	<p>第848条(成年後見と親生否認の訴え)</p> <p>① 夫若しくは妻が被成年後見人の場合には、その成年後見人が成年後見監督人の同意を得て親生否認の訴を提起することができる。成年後見監督人がいないか同意できないときには家庭法院にその同意に代わる許可を請求することができる。</p> <p>② 第1項の場合、成年後見人が親生否認の訴えを提起しない場合には、被成年後見人は成年後見終了の審判があった日から2年内に親生否認の訴えを提起することができる。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第856条(禁治産者の認知) 父が禁治産者であるときには、後見人の同意を得て認知することができる。</p>	<p>第856条(被成年後見人の認知) 父が被成年後見人の場合には、成年後見人の同意を得て認知することができる。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>

第2節 養子	第2節 養子
<p>第866条(養子をする能力) 成年に達した者は、養子をすることができる。</p>	<p>第866条(入養をする能力) 成年に達した者は、入養をすることができる。</p> <p>※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>
	<p>第867条(未成年者の入養に対する家庭法院の許可) ① 未成年者を入養しようとする者は家庭法院の許可を得なければならない。</p> <p>② 家庭法院は養子となる未成年者の福利のためにその養育状況、入養の動機、養父母の養育能力、その他の事情を考慮して第1項による入養の許可をしないことができる。</p> <p>※(2012・2・10法11300で、本条を新設する改正)</p>
<p>第869条(15歳未満者の入養承諾) 養子となる者が15歳未満であるときは、法定代理人が本人に代わって入養の承諾をする。ただし、後見人が入養を承諾する場合には、家庭法院の許可を得なければならない。</p>	<p>第869条(15歳未満者の入養承諾) 養子になる者が15歳未満の場合には、法定代理人が本人に代わって入養を承諾する。ただし、未成年後見人が入養を承諾する場合には家庭法院の許可を得なければならない。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p> <p>※(2012・2・10法11300で、2011・3・7法10429で改正された本条を「第869条(入養の意思表示) ① 養子になる者が13歳以上の未成年者の場合には、法定代理人の同意を得て入養を承諾する。</p> <p>② 養子になる者が13歳未満の場合には、法定代理人が本人に代わり入養を承諾する。</p> <p>③ 家庭法院は次の各号のいずれか</p>

	<p>一に該当する場合には第1項による同意又は第2項による承諾が無くても第867条第1項による入養の許可をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法定代理人が正当な理由なく同意又は承諾を拒否する場合。ただし、法定代理人が親権者の場合には第870条第2項の事由がなければならない。 2. 法定代理人の所在を知ることができない等の事由で同意又は承諾を得ることができない場合 <p>④ 第3項第1号の場合家庭法院は法定代理人を尋問しなければならない。</p> <p>⑤ 第1項による同意又は第2項による承諾は第867条第1項による入養の許可がある前まで撤回することができる。」に全部改正)</p>
<p>第870条(入養の同意) ①養子になる者は、父母の同意を得なければならないが、父母が死亡その他の事由に因って同意ができない場合に他の直系尊属がいればその同意を得なければならない。</p> <p>② 第1項の場合に直系尊属が数人いるときには最近尊属を先順位とし、同順位者が数人いるときには年長者を先順位とする。</p>	<p>第870条(未成年者入養に対する父母の同意) ① 養子になる未成年者は父母の同意を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にはその限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 父母が第869条第1項による同意をしたか同条第2項による承諾をした場合 2. 父母が親権喪失の宣告を受けた場合 3. 父母の所在を知ることができない等の事由で同意を得ることができない場合 <p>② 家庭法院は次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には父母が同意を拒否しても第867条第1項による入養の許可をするこ</p>

	<p>とができる。この場合家庭法院は父母を尋問しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 父母が3年以上子女に対する扶養の義務を履行しなかった場合 2. 父母が子女を虐待又は遺棄するかその他子女の福利を著しく害した場合 <p>③ 第1項による同意は第867条第1項による入養の許可がある前まで撤回することができる。</p> <p>※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>
<p>第871条(未成年者の入養の同意) 養子になる者が成年に達しない場合に、父母又は他の直系尊属がいなければ後見人の同意を得なければならない。ただし、後見人が同意をするには、家庭法院の許可を得なければならない。</p>	<p>第871条(未成年者入養の同意) 養子になる者が未成年者の場合、父母若しくは他の直系尊属がいなければ未成年後見人の同意を得なければならない。ただし、未成年後見人が同意をする場合には家庭法院の許可を得なければならない。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p> <p>※(2012・2・10法11300で、2011・3・7法10429で改正された本条を「第871条(成年者入養に対する父母の同意) ① 養子になる者が成年の場合には、父母の同意を得なければならない。ただし、父母の所在を知ることができない等の事由で同意を得ることができない場合にはその限りでない。</p> <p>② 家庭法院は父母が正当な理由なく同意を拒否する場合に養父母になる者や養子になる者の請求により父母の同意に代わる審判をすることができる。その場合家庭法院は父母を尋問しなければならない。」に全部改正)</p>

<p>第872条(後見人と被後見人間の養子縁組) 後見人が被後見人を養子とする場合には、家庭法院の許可を得なければならない。</p>	<p>※(2012・2・10法11300で、本条を削除する改正)</p>
<p>第873条(禁治産者の入養) 禁治産者は後見人の同意を得て養子をすることができ、養子になることができる。</p>	<p>第873条(被成年後見人の入養) 被成年後見人は、成年後見人の同意を得て入養をすることができ、養子になることができる。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p> <p>※(2012・2・10法11300で、2011・3・7法10429で改正された本条を「第873条(被成年後見人の入養) ① 被成年後見人は、成年後見人の同意を得て入養をすることができ、養子になることができる。</p> <p>② 被成年後見人が入養をするか養子となる場合には第867条を準用する。</p> <p>③ 家庭法院は成年後見人が正当な理由なく第1項による同意を拒否するか被成年後見人の父母が正当な理由なく第871条第1項による同意を拒否する場合にその同意がなくても入養を許可することができる。その場合家庭法院は成年後見人又は父母を尋問しなければならない。」に全部改正)</p>
<p>第874条(夫婦の共同入養) ① 配偶者のある者が養子をするときには、配偶者と共同でしなければならない。</p> <p>② 配偶者のある者が養子になるときは、他の一方の同意を得なければならない。</p>	<p>第874条(夫婦の共同入養等) ① 配偶者がいる者は、配偶者と共同で入養しなければならない。</p> <p>② 配偶者がいる者は、その配偶者の同意を得たときに限り養子になることができる。</p> <p>※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>
<p>第877条(養子の禁止) 尊属又は年長者は、これを養子とすることがで</p>	<p>第877条(入養の禁止) 尊属若しくは年長者を入養することはできな</p>

きない。	い。 ※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)
<p>第878条(入養の効力発生) ① 入養は「家族関係の登録等に関する法律」で定めたところによって申告することでその効力が生ずる。</p> <p>② 前項の申告は、当事者双方と成年者である証人2人の連署した書面で行なければならない。</p>	<p>第878条(入養の成立) 入養は「家族関係の登録等に関する法律」で定められたところにより申告することでその効力が生じる。</p> <p>※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>
<p>第881条(養子縁組の届出の審査) 入養申告はその入養が、第886条乃至第877条、第878条第2項の規定その他の法令に違反しないときにはそれを受理しなければならない。</p>	<p>第881条(入養申告の審査) 第866条、第867条、第869条から第871条まで、第873条、第874条、第877条、その他の法令に違反しない入養申告は受理しなければならない。</p> <p>※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>
<p>第882条(外国における入養申告) 第814条の規定は入養の場合に準用する。</p>	<p>第882条(外国における入養申告) 外国で入養申告をする場合には第814条を準用する。</p> <p>※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>
	<p>第882条の2(入養の効力) ① 養子は、入養したときから養父母の親生子と同一の地位を有する。</p> <p>② 養子の入養前の親族関係は、存続する。</p> <p>※(2012・2・10法11300で、本条を新設する改正)</p>
<p>第883条(入養無効の原因) 入養は次の各号の場合には無効とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当事者間に入養の合意がないとき。 2. 第869条、第877条第1項の規定に違反したとき。 	<p>第883条(入養無効の原因) 次の各号のいずれかに該当する入養は無効である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当事者間に入養の合意がない場合 2. 第867条第1項(第873条第2項によって準用される場合を含む)、第869条第2項、第877条

	に違反した場合 ※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)
<p>第884条(入養取消の原因) 入養は次の各号の場合には家庭法院にその取消を請求することができる。</p> <p>1. 入養が第866条及び第870条乃至第874条の規定に違反したとき。</p> <p>2. 入養当時、養親子の一方に悪疾その他重大な事由があることを知ることができなかつたとき。</p> <p>3. 詐欺又は強迫により養子縁組の意思表示をしたとき</p>	<p>第884条(入養取消の原因) ① 入養が次の各号のいずれか一に該当する場合には家庭法院にその取消を請求することができる。</p> <p>1. 第866条、第869条第1項、同条第3項第2号、第870条第1項、第871条第1項、第873条第1項、第874条に違反した場合</p> <p>2. 入養当時養父母と養子のいずれか一方に悪疾若しくはその他重大な事由があることを知ることができなかつた場合</p> <p>3. 詐欺又は強迫により入養の意思表示をした場合</p> <p>② 入養の取消に関しては第867条第2項を準用する。</p> <p>※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>
<p>第885条(入養取消請求権者) 入養が第866条の規定に違反したときには、養父母、養子とその法定代理人又は直系血族がその取消を請求することができる。</p>	<p>第885条(入養取消請求権者) 養父母、養子とその法定代理人又は直系血族は、第866条に違反した入養の取消を請求することができる。</p> <p>※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>
<p>第886条(同前) 入養が第870条の規定に違反したときには同意権者がその取消を請求することができ、第871条の規定に違反したときには養子又は同意権者がその取消を請求することができる。</p>	<p>第886条(入養取消請求権者) 養子若しくは同意権者は、第869条第1項、同条第3項第2号、第870条第1項に違反した入養の取消を請求することができ、同意権者は第871条第1項に違反した入養の取消を請求することができる。</p> <p>※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>
<p>第887条(同前) 入養が第872条の規定</p>	<p>第887条(入養取消請求権者) 入養が</p>

<p>に違反したときには被後見人又は親族会員がその取消を請求することができ、第873条の規定に違反したときには禁治産者又は後見人がその取消を請求することができる。</p>	<p>第872条に違反した場合には、被後見人、親族又は後見監督人がその取消を請求することができ、第873条に違反した場合には被成年後見人若しくは成年後見人がその取消を請求することができる。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p> <p>※(2012・2・10法11300で、2011・3・7法10429で改正された本条を「第887条(入養取消請求権者) 被成年後見人若しくは成年後見人は、第873条第1項に違反した入養の取消を請求することができる。」に全部改正)</p>
<p>第888条(同前) 入養が第874条の規定に違反したときには、配偶者がその取消を請求することができる。</p>	<p>第888条(入養取消請求権者) 配偶者は、第874条に違反した入養の取消を請求することができる。</p> <p>※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>
<p>第889条(入養取消請求権の消滅) 第866条の規定に違反した入養は、養親が成年に達した後はその取消を請求することができない。</p>	<p>第889条(入養取消請求権の消滅) 養父母が成年となれば第866条に違反した入養の取消を請求することができない。</p> <p>※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>
<p>第891条(同前) 第871条の規定に違反した入養は、養子が成年に達した後3月を経過するか死亡したときにはその取消を請求することができない。</p>	<p>第891条(入養取消請求権の消滅) ① 養子が成年になった後3か月が過ぎたか死亡すれば第869条第1項、同条第3項第2号、第870条第1項に違反した入養の取消を請求することができない。</p> <p>② 養子が死亡すれば第871条第1項に違反した入養の取消を請求することができない。</p> <p>※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>

韓国の2013年7月1日施行された家族法の概要（1）（趙）

<p>第892条(同前) 第872条の規定に違反した入養は、後見の終了に因る管理計算の終了後6月を経過すればその取消を請求することができない。</p>	<p>※(2012・2・10法11300で、本条を削除する改正)</p>
<p>第893条(同前) 第873条の規定に違反した入養は、禁治産宣告の取り消しがあつた後3月を経過したときにはその取消を請求することができない。</p>	<p>第893条(入養取消請求権の消滅) 第873条に違反した入養は成年後見開始の審判が取消された後3か月が過ぎたときにはその取消を請求することができない。 ※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正) ※(2012・2・10法11300で、2011・3・7法10429で改正された本条を「第893条(入養取消請求権の消滅) 成年後見開始の審判が取消された後3か月が過ぎれば第873条第1項に違反した入養の取消を請求することができない。」に全部改正)</p>
<p>第894条(同前) 第870条、第874条の規定に違反した入養は、その事由があることを知った日から6月、その事由があつた日から1年を経過すればその取消を請求することができない。</p>	<p>第894条(入養取消請求権の消滅) 第869条第1項、同条第3項第2号、第870条第1項、第871条第1項、第873条第1項、第874条に違反した入養は、その事由があることを知った日から6か月、その事由があつた日から1年が過ぎればその取消を請求することができない。 ※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>
<p>第896条(同前) 第884条第2号の規定に該当する事由のある入養は、養親子の一方がその事由があることを知った日から6月を経過すれば取消を請求することができない。</p>	<p>第896条(入養取消請求権の消滅) 第884条第1項第2号に該当する事由がある入養は、養父母と養子のいずれか一方がその事由があることを知った日から6か月が過ぎればその取消を請求することができない。 ※(2012・2・10法11300で、本条を全</p>

	部改正)
第897条(準用規定) 第823条, 第824条の規定は入養の取消に準用し, 第806条の規定は入養の無効又は取消に準用する。	第897条(準用規定) 入養の無効又は取消による損害賠償責任に関しては第806条を準用し, 詐欺又は強迫による入養取消請求権の消滅に関しては第823条を準用し, 入養取消の効力に関しては第824条を準用する。 ※(2012・2・10法11300で, 本条を全部改正)
第898条(協議上の罷養) ① 養親子は, 協議によって罷養することができる。 ② (削除)	第898条(協議上の罷養) 養父母と養子は, 協議して罷養することができる。ただし, 養子が未成年者又は被成年後見人の場合にはその限りでない。 ※(2012・2・10法11300で, 本条を全部改正)
第899条(15歳未満者の協議上の罷養) ① 養子が15才未満のときには, 第869条の規定によって入養を承諾した者が, これに代って罷養の協議をしなければならない。ただし, 入養を承諾した者が死亡その他の事由で協議をできないときには生家の他の直系尊属がそれをしてしなければならない。 ② 第1項の規定による協議を後見人または生家の他の直系尊属がするときには, 家庭法院の許可を得なければならない。	第899条(15歳未満者の協議上の罷養) ① 養子が15歳未満の場合には, 第869条により入養を承諾した者が養子に代わって罷養の協議をしなければならない。ただし, 入養を承諾した者が死亡若しくはその他の事由で協議ができないときには生家の他の直系尊属がそれをしてしなければならない。 ② 第1項による協議を未成年後見人若しくは生家の他の直系尊属がする場合には家庭法院の許可を得なければならない。 ※(2011・3・7法10429で, 本条を全部改正) ※(2012・2・10法11300で, 2011・3・7法10429で改正された本条を削除する改正)
第900条(未成年者の協議上の罷養) 養子が未成年者のときには, 第	※(2012・2・10法11300で, 本条を削除する改正)

韓国の2013年7月1日施行された家族法の概要（1）（趙）

<p>871条の規定による同意権者の同意を得て罷養の協議をすることができる。</p>	
<p>第901条(準用規定) 第899条及び第900条の場合、直接尊属が数人いるときには第870条第2項を準用する。</p>	<p>※(2012・2・10法11300で、本条を削除する改正)</p>
<p>第902条(禁治産者の協議上の罷養) 養親若しくは養子が禁治産者のときには、後見人の同意を得て罷養の協議をすることができる。</p>	<p>第902条(被成年後見人の協議上の罷養) 養親若しくは養子が被成年後見人の場合には、成年後見人の同意を得て罷養の協議をすることができる。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p> <p>※(2012・2・10法11300で、2011・3・7法10429で改正された本条を「第902条(被成年後見人の協議上の罷養) 被成年後見人の養父母は、成年後見人の同意を得て罷養を協議することができる。」に全部改正)</p>
<p>第903条(罷養申告の審査) 罷養の申告は、その罷養が第878条第2項、第898条乃至前条の規定その他法令に違反しなければ、それを受理しなければならない。</p>	<p>第903条(罷養申告の審査) 第898条、第902条、その他法令に違反しない罷養の申告は受理しなければならない。</p> <p>※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>
<p>第904条(準用規定) 第823条と第878条の規定は、協議上の罷養に準用する。</p>	<p>第904条(準用規定) 詐欺又は強迫による罷養の取消請求権の消滅に関しては、第823条を準用し、協議上の罷養の成立に関しては第878条を準用する。</p> <p>※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>
<p>第905条(裁判上の罷養原因) 養親子の一方は次の各号の事由がある場合には家庭法院に罷養を請求することができる。</p>	<p>第905条(裁判上の罷養の原因) 養父母、養子又は第906条による請求権者は次の各号のいずれか一に該当する場合には家庭法院に罷養を</p>

<ol style="list-style-type: none"> 1. 家族の名誉を汚瀆したか財産を傾倒した重大な過失があるとき。 2. 他の一方又はその直系尊属から著しい不当な待遇を受けたとき。 3. 自己の直系尊属が他の一方から著しい不当な待遇を受けたとき。 4. 養子の生死が3年以上分明でないとき。 5. その他養親子関係を継続し難い重大な事由があるとき 	<p>請求することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 養父母が養子を虐待又は遺棄するかその他養子の福利を著しく害した場合 2. 養父母が養子から著しい不当な待遇を受けた場合 3. 養父母若しくは養子の生死が3年以上分明でない場合 4. その他養親子関係を継続し難い重大な事由がある場合 <p>※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>
<p>第906条(準用規定) 第899条乃至第902条の規定は、裁判上の罷養の請求に準用する。</p>	<p>第906条(罷養請求権者) ① 養子が13歳未満の場合には、第869条第2項による承諾をした者が養子に代わって罷養を請求することができる。ただし、罷養を請求できる者がいない場合には第777条による養子の親族若しくは利害関係人が家庭法院の許可を得て罷養を請求することができる。</p> <p>② 養子が13歳以上の未成年者の場合には、第870条第1項による同意をした父母の同意を得て罷養を請求することができる。ただし、父母が死亡若しくはその他の事由で同意できない場合には同意が無くても罷養を請求することができる。</p> <p>③ 養父母若しくは養子が被成年後見人の場合には、成年後見人の同意を得て罷養を請求することができる。</p> <p>④ 検事は、未成年者若しくは被成年後見人の養子のために罷養を請求することができる。</p> <p>※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>

<p>第907条(罷養請求権の消滅) 第905条第1号乃至第3号と第5号の事由は、他の一方がそれを知った日から6月、その事由のあった日から3年を経過すれば、罷養を請求することはできない。</p>	<p>第907条(罷養請求権の消滅) 罷養請求権者は、第905条第1号・第2号・第4号の事由があったことを知った日から6か月、その事由があった日から3年が過ぎれば罷養を請求することができない。 ※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>
<p>第908条(罷養と損害賠償請求権) 第806条の規定は、裁判上の罷養に準用する。</p>	<p>第908条(準用規定) 裁判上の罷養による損害賠償責任に関しては、第806条を準用する。 ※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>
<p>第908条の2(親養子入養の要件等)</p> <p>① 親養子をしようとする者は、次の各号の要件を備えて、家庭法院に親養子入養の請求をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3年以上婚姻を継続している夫婦が共同して入養すること。ただし、1年以上婚姻を継続している夫婦の一方がその配偶者の親生子を親養子とする場合にはその限りでない。 2. 親養子になる者が15歳未満であること。 3. 親養子になる者の親生父母が、親養子入養に同意すること。ただし、父母の親権が喪失しているか若しくは死亡その他の事由で同意できない場合にはその限りでない 4. 第869条の規定による法定代理人の入養の承諾があること <p>② 家庭法院は、親養子になる者の福利のために、その養育状況、親養子入養の動機、養親の養育能力その他の事情を考慮して、親養子</p>	<p>第908条の2(親養子入養の要件等)</p> <p>① 親養子を入養しようとする者は、次の各号の要件を備えて家庭法院に親養子入養を請求しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3年以上婚姻中の夫婦で共同して入養すること。ただし、1年以上婚姻中の夫婦の一方がその配偶者の親生子を親養子にする場合にはその限りでない。 2. 親養子になる者が未成年者であること。 3. 親養子になる者の親生父母が親養子入養に同意すること。ただし、父母が親権喪失の宣告を受けたか所在を知ることができないかその他の事由で同意できない場合にはその限りでない。 4. 親養子になる者が13歳以上の場合には法定代理人の同意を得て入養を承諾すること。 5. 親養子になる者が13歳未満の場合には法定代理人が本人に代わって入養を承諾すること。 <p>② 家庭法院は次の各号のいずれか</p>

<p>入養が適切でないとする場合には、第1項の請求を棄却することができる。</p>	<p>一に該当する場合には第1項第3号・第4号による同意又は同項第5号による承諾が無くても第1項の請求を認容することができる。その場合家庭法院は同意権者又は承諾権者を尋問しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法定代理人が正当な理由なく同意又は承諾を拒否する場合。ただし、法定代理人が親権者の場合には第2号又は第3号の事由がなければならない。 2. 親生父母が自己の責任のある事由で3年以上子女に対する扶養義務を履行せず面接交渉をしなかった場合 3. 親生父母が子女を虐待又は遺棄したかその他子女の福利を著しく害した場合 <p>③ 家庭法院は親養子になる者の福利のためにその養育状況、親養子入養の動機、養父母の養育能力、その他の事情を考慮して親養子入養が適切でないとする場合には第1項の請求を棄却することができる。</p> <p>※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>
<p>第908条の3(親養子の入養の効力)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 親養子は、夫婦の婚姻中の出生子とみなす。 ② 親養子の入養前の親族関係は、第908条の2第1項の請求による親養子入養が確定したときに終了する。ただし、夫婦の一方がその配偶者の親生子を単独で入養した場合における配偶者及びその親族と親生子間の親族関係はその限りでない。 	<p>第908条の3(親養子の入養の効力) (左と同じ)</p>

<p>第908条の4（親養子入養の取消等）</p> <p>① 親養子になる者の親生の父又は母は、自己に責任のない事由に基づき第908条の2第1項第3号ただし書きの規定による同意をできなかった場合には、親養子入養の事実を知った日から6月内に家庭法院に親養子入養の取消を請求することができる。</p> <p>② 第883条及び第884条の規定は、親養子入養に関して、これを適用しない。</p>	<p>第908条の4（親養子入養の取消等）</p> <p>① 親養子となる者の親生の父又は母は、自己に責任の無い事由に基づき第908条の2第1項第3号ただし書きによる同意をできなかった場合には、親養子入養の事実を知った日から6か月内に家庭法院に親養子入養の取消を請求することができる。</p> <p>② 親養子入養に関しては、第883条、第884条を適用しない。</p> <p>※（2012・2・10法11300で、本条を全部改正）</p>
<p>第908条の6（準用規定） 第908条の2第2項の規定は、親養子入養の取消又は第908条の5第1項第2号の規定による罷養の請求に関して、これを準用する。</p>	<p>第908条の6（準用規定） 第908条の2第3項は、親養子入養の取消又は第908条の5第1項第2号による罷養の請求に関して、これを準用する。</p> <p>※（2012・2・10法11300で、下線部分を修正する改正）</p>
<p>第3節 親権</p>	<p>第3節 親権</p>
<p>第909条（親権者） ① 父母は、未成年者である子の親権者になる。養子の場合には、養父母が親権者になる。</p> <p>② 親権は父母が婚姻中のときには、父母が共同でこれを行使する。ただし、父母の意見が一致しない場合には当事者の請求によって家庭法院がこれを定める。</p> <p>③ 父母の一方が親権を行使できないときには、他の一方がこれを行使する。</p> <p>④ 婚姻外の子が認知された場合と父母が離婚する場合には、父母の協議で親権者を定めなければならず、協議できないか協議が成立し</p>	<p>第909条（親権者）（左と同じ）</p>

<p>ない場合には家庭法院は職権で又は当事者の請求により親権者を指定しなければならない。ただし、父母の協議が子の福利に反する場合には家庭法院は補正を命じるか職権で親権者を定める。</p> <p>⑤ 家庭法院は、婚姻の取消、裁判上の離婚又は認知請求の訴の場合には、職権で親権者を定める。</p> <p>⑥ 家庭法院は、子の福利のために必要と認める場合には、子の4寸以内の親族の請求によって、定められた親権者を他の一方に変更することができる。</p>	
	<p>第909条の2 (親権者の指定等) ① 第909条第4項から第6項までの規定により単独親権者に定められた父母の一方が死亡した場合、生存する父又は母、未成年者、未成年者の親族はその事実を知った日から1か月、死亡した日から6か月以内に家庭法院に生存する父又は母を親権者に指定することを請求することができる。</p> <p>② 入養が取り消されたか罷養された場合又は養父母がすべて死亡した場合、親生父母の一方又は双方、未成年者、未成年者の親族は、その事実を知った日から1か月、入養が取消されたか罷養された日又は養父母がすべて死亡した日から6か月以内に家庭法院に親生父母の一方又は双方を親権者に指定することを請求することができる。ただし、親養子の養父母が死亡した場合にはその限りでない。</p> <p>③ 第1項又は第2項の期間内に親権者指定の請求がないときには、家庭法院は職権で又は未成年者、</p>

未成年者の親族，利害関係人，検事，地方自治団体の長の請求によって，未成年後見人を選任することができる。この場合生存する父又は母，親生父母の一方又は双方の所在が分からないかその者が正当な事由なく召喚に応じない場合を除いてその者に意見を陳述する機会を与えなければならない。

- ④ 家庭法院は第1項又は第2項による親権者指定請求若しくは第3項による後見人選任請求が，生存する父又は母，親生父母の一方又は双方の養育意思及び養育能力，請求の動機，未成年者の意思，その他の事情を考慮して未成年者の福利のために適切でない認めれば請求を棄却することができる。その場合，家庭法院は職権で未成年後見人を選任するか生存する父又は母，親生父母の一方又は双方を親権者に指定しなければならない。
- ⑤ 家庭法院は次の各号のいずれか一に該当する場合に職権で又は未成年者，未成年者の親族，利害関係人，検事，地方自治団体の長の請求によって，第1項から第4項までの規定によって親権者が指定されるか未成年後見人が選任されるかときまでその任務を代行する者を選任することができる。その場合，その任務を代行する者については第25条及び第954条を準用する。
1. 単独親権者が死亡した場合
 2. 入養が取消されたか罷養された場合
 3. 養父母がすべて死亡した場合
- ⑥ 家庭法院は第3項又は第4項に

	<p>より未成年後見人が選任された場合であっても、未成年後見人の選任後養育状況や養育能力の変動、未成年者の意思、その他の事情を考慮して未成年者の福利のために必要であれば、生存する父又は母、親生父母の一方又は双方、未成年者の請求によって後見を終了して生存する父又は母、親生父母の一方又は双方を親権者に指定することができる。</p> <p>※(2011・5・19法10645で、本条を新設する改正)</p>
第910条(子の親権の代行) 親権者はその親権に服する子に代ってその子に対する親権を行使する。	第910条(子の親権の代行) (左と同じ)
第911条(未成年者である子の法定代理人) 親権を行使する父又は母は、未成年者である子の法定代理人になる。	第911条(未成年者である子の法定代理人) (左と同じ)
第912条(親権行使の基準) 親権を行使する際には、子の福利を優先的に考慮しなければならない。	<p>第912条(親権行使と親権者指定の基準) ① 親権を行使する際には、子の福利を優先的に考慮しなければならない。</p> <p>② 家庭法院が親権者を指定する際には、子の福利を優先的に考慮しなければならない。そのために家庭法院は関連分野の専門家若しくは社会福祉機関から諮問を受けることができる。</p> <p>※(2011・5・19法10645で、題目を改正し、2項を新設する改正)</p>
第913条(保護、教養の権利義務) 親権者は、子を保護し教養する権利義務を有する。	第913条(保護、教養の権利義務) (左と同じ)
第914条(居所指定権) 子は、親権者の指定する場所に居住しなければならない。	第914条(居所指定権) (左と同じ)

<p>ならない。</p>	
<p>第915条(懲戒権) 親権者は、その子を保護又は教養するために必要な懲戒をすることができ、法院の許可を得て感化又は矯正機関に委託することができる。</p>	<p>第915条(懲戒権) (左と同じ)</p>
<p>第918条(第三者が、無償で子に授与した財産の管理) ① 無償で子に財産を授与した第三者が、親権者の管理に反対する意思を表示したときには、親権者はその財産を管理することができない。</p> <p>② 前項の場合に、第三者がその財産管理人を指定しないときには、法院は財産の授与を受けた子又は第777条の規定による親族の請求によって管理人を選定する。</p> <p>③ 第三者の指定した管理人の権限が消滅するか管理人を改任する必要がある場合に、第三者がさらに管理人を指定しないときにも前項と同様である。</p> <p>④ 第24条第1項、第2項、第4項、第25条前段及び第26条第1項、第2項の規定は前2項の場合に準用する。</p>	<p>第918条(第三者が、無償で子に授与した財産の管理) (左と同じ)</p>
<p>第920条(子の財産に関する親権者の代理権) 法定代理人である親権者は、子の財産に関する法律行為についてその子を代理する。ただし、その子の行為を目的とする債務を負担する場合には本人の同意を得なければならない。</p>	<p>第920条(子の財産に関する親権者の代理権) (左と同じ)</p>
<p>第921条(親権者と子又は数人の子の間の利害相反行為) ① 法定代理人である親権者とその子の間に利害相反する行為をするには、親権</p>	<p>第921条(親権者と子又は数人の子の間の利害相反行為) (左と同じ)</p>

<p>者は法院にその子の特別代理人の選任を請求しなければならない。</p> <p>② 法定代理人である親権者が、その親権に服する数人の子の間で利害相反する行為をするには、法院にその子の一方の特別代理人の選任を請求しなければならない。</p>	
<p>第924条(親権喪失の宣告) 父又は母が、親権を濫用したか著しい非行その他親権を行使させることができない重大な事由があるときには、法院は第777条の規定による子の親族又は検事の請求によってその親権の喪失を宣告することができる。</p>	<p>第924条(親権喪失の宣告) (左と同じ)</p>
<p>第925条(代理権、管理権喪失の宣告) 法定代理人である親権者が不適切な管理に基づき子の財産を危殆させたときには、法院は第777条の規定による子の親族の請求によってその法律行為の代理権と財産管理権の喪失を宣告することができる。</p>	<p>第925条(代理権、財産管理権喪失の宣告) 家庭法院は法定代理人である親権者が不適切な管理に基づき子女の財産を危殆させた場合には第777条による子女の親族又は検事の請求に従いその法律行為の代理権と財産管理権の喪失を宣告することができる。</p> <p>※(2012・2・10法11300で、本条を全部改正)</p>
<p>第926条(失権回復の宣告) 前2条の原因が消滅したときには、法院は本人又は第777条の規定による親族の請求によって失権の回復を宣告することができる。</p>	<p>第926条(失権回復の宣告) (左と同じ)</p>
<p>第927条(代理権、管理権の辞退と回復) ① 法定代理人である親権者は、正当な事由があるときには、法院の許可を得てその法律行為の代理権と財産管理権を辞退することができる。</p> <p>② 前項の事由が消滅したときに</p>	<p>第927条(代理権、管理権の辞退と回復) (左と同じ)</p>

<p>は、その親権者は法院の許可を得て辞退した権利を回復することができる。</p>	
	<p>第927条の2（親権喪失と親権者の指定等） ① 第909条第4項から第6項までの規定により単独親権者となった父又は母、養父母（親養子の養父母を除く）の双方に次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、第909条の2第1項及び第3項から第5項までの規定を準用する。ただし、第2号と第3号の場合、新たに定められた親権者又は未成年後見人の任務は未成年者の財産に関する行為に限定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第924条による親権喪失の宣告がある場合 2. 第925条による代理権と財産管理権喪失の宣告がある場合 3. 第927条第1項により代理権と財産管理権を辞退した場合 4. 所在不明等親権を行使できない重大な事由がある場合 <p>② 家庭法院は第1項により親権者が指定されるか未成年後見人が選任された後、単独親権者であった父又は母、養父母の一方又は双方に次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、その父母の一方又は双方、未成年者、未成年者の親族の請求によって親権者を新たに指定することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第926条により親権の回復が宣告された場合 2. 第927条第2項により辞退した権利を回復した場合 3. 所在不明であった父又は母が

	<p>発見されるなど親権を行使できることになった場合</p> <p>※(2011・5・19法10645で、本条を新設する改正)</p>
第5章 後見	第5章 後見
第1節 後見人	<p>第1節 未成年後見と成年後見</p> <p>※(2011・3・7法10429で、題目を改正)</p>
<p>第928条(未成年者に対する後見の開始) 未成年者に対して親権者がいないか親権者が法律行為の代理権及び財産管理権を行使できないときには、後見人を置かなければならない。</p>	<p>第928条(未成年者に対する後見の開始) 未成年者に親権者がいないか親権者が法律行為の代理権と財産管理権を行使できない場合には、未成年後見人を置かなければならない。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第929条(禁治産者等に対する後見の開始) 禁治産又は限定治産の宣告があるときには、その宣告を受けた者の後見人を置かなければならない。</p>	<p>第929条(成年後見審判による後見の開始) 家庭法院の成年後見開始審判がある場合には、その審判を受けた者の成年後見人を置かなければならない。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第930条(後見の数) 後見人は1人とする。</p>	<p>第930条(後見人の数と資格) ① 未成年後見人の数は1名とする。</p> <p>② 成年後見人は被成年後見人の身上と財産に関するすべての事情を考慮して数名を置くことができる。</p> <p>③ 法人も成年後見人になることができる。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第931条(遺言による後見人の指定) 未成年者に対して親権を行使する父母は、遺言で未成年者の後見人を指定することができる。ただ</p>	<p>第931条(遺言による未成年後見人の指定等) ① 未成年者に親権を行使する父母は、遺言で未成年後見人を指定することができる。ただ</p>

韓国の2013年7月1日施行された家族法の概要（1）（趙）

<p>し、法律行為の代理権と財産管理権のない親権者はそれを指定することができない。</p>	<p>し、法律行為の代理権と財産管理権がない親権者はその限りでない。</p> <p>② 家庭法院は第1項により未成年後見人が指定された場合であっても、未成年者の福利のために必要であれば生存する父又は母、未成年者の請求によって後見を終了して生存する父又は母を親権者に指定することができる。</p> <p>※(2011・5・19法10645で、本条を全部改正)</p>
<p>第932条(未成年者の後見人の順位) 第931条の規定による後見人の指定がないときには、未成年者の直系血族、3寸以内の傍系血族の順位で後見人になる。</p>	<p>第932条(未成年後見人の選任) ① 家庭法院は第931条により指定された未成年後見人がいない場合には、職権で又は未成年者、親族、利害関係人、検事、地方自治団体の長の請求によって未成年後見人を選任する。未成年後見人がいなくなった場合でも同様である。</p> <p>② 家庭法院は親権喪失の宣告若しくは代理権及び財産管理権喪失の宣告により未成年後見人を選任する必要がある場合には、職権で未成年後見人を選任する。</p> <p>③ 親権者が代理権及び財産管理権を辞退した場合には、遅滞なく家庭法院に未成年後見人の選任を請求しなければならない。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、全部改正)</p>
<p>第933条(禁治産等の後見人の順位) 禁治産又は限定治産の宣告があるときには、その宣告を受けた者の直系血族、3寸以内の傍系血族の順位で後見人になる。</p>	<p>※(2011・3・7法10429で、本条を削除する改正)</p>
<p>第934条(既婚者の後見人の順位) 既婚者が禁治産又は限定治産の宣告を受けたときには、配偶者が後見人になる。ただし、配偶者も禁治</p>	<p>※(2011・3・7法10429で、本条を削除する改正)</p>

<p>産又は限定治産の宣告を受けたときには第933条の順位による。</p>	
<p>第935条(後見人の順位) ①第932条乃至第934条の規定による直系血族又は傍系血族が数人いるときには最近親を先順位とし、同順位者が数人いるときには年長者を先順位とする。</p> <p>② 第1項の規定にかかわらず養子の親生父母と養父母が俱存したときには、養父母を先順位とし、その他生家血族と養家血族の寸数が同順位のとときには養家血族を先順位とする。</p>	<p>※(2011・3・7法10429で、本条を削除する改正)</p>
<p>第936条(法院による後見人の選任)</p> <p>① 前4条の規定によって後見人になる者がいない場合には、法院は第777条の規定による被後見人の親族その他利害関係人の請求によって後見人を選任しなければならない。</p> <p>② 後見人が死亡、欠格その他の事由に基づき欠缺したときに、前4条の規定によって後見人になる者がいない場合にも前項と同様である。</p>	<p>第936条(成年後見人の選任) ① 第929条による成年後見人は、家庭法院が職権で選任する。</p> <p>② 家庭法院は成年後見人が死亡、欠格、その他の事由でいなくなった場合でも、職権で又は被成年後見人、親族、利害関係人、検事、地方自治団体の長の請求によって、成年後見人を選任する。</p> <p>③ 家庭法院は成年後見人が選任された場合でも、必要と認めれば職権で又は第2項の請求権者若しくは成年後見人の請求によって、追加で成年後見人を選任することができる。</p> <p>④ 家庭法院が成年後見人を選任するときには、被成年後見人の意思を尊重しなければならない、その他被成年後見人の健康、生活関係、財産状況、成年後見人になる者の職業と経験、被成年後見人との利害関係の有無(法人が成年後見人になるとときには事業の種類と内容、法人若しくはその代表者と被</p>

	<p>成年後見人間の利害関係の有無をいう)等の事情も考慮しなければならない。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第937条(後見人の欠格事由) 次の各号に該当する者は、後見人になることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 未成年者 2. 禁治産者、限定治産者 3. 破産宣告を受けた者 4. 資格停止以上の刑の宣告を受けその刑期中にある者 5. 法院で解任された法定代理人又は親族会員 6. 行方が不明の者 7. 被後見人に対して訴訟をしたか若しくはしている者又はその配偶者と直系血族 	<p>第937条(後見人の欠格事由) 次の各号のいずれかに該当する者は後見人になることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 未成年者 2. 被成年後見人、被限定後見人、被特定後見人、被任意後見人 3. 回生手続開始決定又は破産宣告を受けた者 4. 資格停止以上の刑の宣告を受けその刑期中の者 5. 法院で解任された法定代理人 6. 法院で解任された成年後見人、限定後見人、特定後見人、任意後見人とその監督人 7. 行方が不分明な者 8. 被後見人を相手に訴訟をしたかしている者又はその配偶者と直系血族 <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第938条(後見人の代理権) 後見人は、被後見人の法定代理人になる。</p>	<p>第938条(後見人の代理権等) ① 後見人は、被後見人の法定代理人になる。</p> <p>② 家庭法院は、成年後見人が第1項により有する法定代理権の範囲を定めることができる。</p> <p>③ 家庭法院は、成年後見人が被成年後見人の身上に関して決定できる権限の範囲を定めることができる。</p> <p>④ 第2項及び第3項による法定代理人の権限の範囲が適切でなく</p>

	<p>なった場合に、家庭法院は本人、配偶者、4寸以内の親族、成年後見人、成年後見監督人、検事又は地方自治団体の長の請求によって、その範囲を変更することができる。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第939条(後見人の辞退) 後見人は正当な事由があるときには、法院の許可を得てこれを辞退することができる。</p>	<p>第939条(後見人の辞任) 後見人は、正当な事由がある場合には家庭法院の許可を得て辞任することができる。その場合その後見人は辞任請求と同時に家庭法院に新たな後見人の選任を請求しなければならない。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第940条(後見人の変更) ① 家庭法院は被後見人の福利のために後見人を変更する必要があると認める場合には、被後見人の親族若しくは検事の請求又は職権によって後見人を変更することができる。</p> <p>② 第1項の場合には、第932条乃至第935条に規定する後見人の順位に拘わらず4寸以内の親族その他適切な者を後見人に定めることができる。</p>	<p>第940条(後見人の変更) ① 家庭法院は被後見人の福利のために後見人を変更する必要があると認めれば、職権で又は被後見人、親族、後見監督人、検事、地方自治団体の長の請求によって、後見人を変更することができる。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
	<p>第940条の2(未成年後見監督人の指定) 未成年後見人を指定できる者は、遺言で未成年後見監督人を指定することができる。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
	<p>第940条の3(未成年後見監督人の選任) ① 家庭法院は第940条の2により指定された未成年後見監督</p>

	<p>人がいない場合に必要と認めれば職権で又は未成年者、親族、未成年後見人、検事、地方自治団体の長の請求によって、未成年後見監督人を選任することができる。</p> <p>② 家庭法院は未成年後見監督人が死亡、欠格、その他の事由でいなくなった場合には、職権で又は未成年者、親族、未成年後見人、検事、地方自治団体の長の請求によって未成年後見監督人を選任する。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
	<p>第940条の4（成年後見監督人の選任）</p> <p>① 家庭法院は必要と認めれば、職権で又は被成年後見人、親族、成年後見人、検事、地方自治団体の長の請求によって、成年後見監督人を選任することができる。</p> <p>② 家庭法院は成年後見監督人が死亡、欠格、その他の事由でいなくなった場合には、職権で又は被成年後見人、親族、成年後見人、検事、地方自治団体の長の請求によって、成年後見監督人を選任する。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
	<p>第940条の5（後見監督人の欠格事由）</p> <p>第779条による後見人の家族は、後見監督人になることができない。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
	<p>第940条の6（後見監督人の職務） ① 後見監督人は後見人の事務を監督し、後見人がいなくなった場合遅滞なく家庭法院に後見人の選任を請求しなければならない。</p>

	<p>② 後見監督人は、被後見人の身上若しくは財産について急迫な事情がある場合、その保護のために必要な行為又は処分をすることができる。</p> <p>③ 後見人と被後見人の間に利害が相反する行為に関しては、後見監督人が被後見人を代理する。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
	<p>第940条の7(委任及び後見人規定の準用) 後見監督人については、第681条、第691条、第692条、第930条第2項・第3項、第936条第3項・第4項、第937条、第939条、第940条、第947条の2第3項から第5項まで、第949条の2、第955条及び第955条の2を準用する。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
<p>第941条(財産調査と目録作成) ① 後見人は、遅滞なく被後見人の財産を調査し2月内にその目録を作成しなければならない。ただし、正当な事由があるときには法院の許可を得てその期間を延長することができる。</p> <p>② 前項の財産調査と目録作成は、親族会が指定した会員の参与がなければ効力がない。</p>	<p>第941条(財産調査と目録作成) ① 後見人は、遅滞なく被後見人の財産を調査し2か月内にその目録を作成しなければならない。ただし、正当な事由がある場合には法院の許可を得てその期間を延長することができる。</p> <p>② 後見監督人がいる場合第1項による財産調査と目録作成は、後見監督人の参与がなければ効力がない。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第942条(後見人の債権、債務の提示)</p> <p>① 後見人と被後見人の間に債権、債務の関係があるときには、後見人は財産目録の作成を完了する前にその内容を親族会又は親族会の</p>	<p>第942条(後見人の債権・債務の提示)</p> <p>① 後見人と被後見人の間に債権・債務の関係があり後見監督人がいる場合には、後見人は財産目録の作成を完了する前にその内容を後</p>

韓国の2013年7月1日施行された家族法の概要（1）（趙）

<p>指定した会員に提示しなければならない。</p> <p>② 後見人が被後見人に対する債権があることを知って前項の提示を懈怠したときには、その債権を放棄したものとみなす。</p>	<p>見監督人に提示しなければならない。</p> <p>② 後見人が被後見人に対する債権があることを知りながら第1項による提示を怠った場合にはその債権を放棄したものとみなす。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第945条(未成年者の身分に関する後見人の権利義務) 未成年者の後見人は、第913条乃至第915条に規定する事項に関しては親権者と同一の権利義務がある。ただし、親権者が定めた教養方法又は居所を変更するか、被後見人を感化又は矯正機関に委託するか、親権者が許諾した営業を取消又は制限するには、親族会の同意を得なければならない。</p>	<p>第945条(未成年者の身分に関する後見人の権利・義務) 未成年後見人は、第913条から第915条までに規定した事項に関しては、親権者と同一の権利と義務がある。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には未成年後見監督人がいればその同意を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 親権者が定めた教育方法、養育方法又は居所を変更する場合 2. 未成年者を感化機関又は矯正機関に委託する場合 3. 親権者が許諾した営業を取消すか制限する場合 <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第946条(財産管理に限る後見) 親権者が法律行為の代理権と財産管理権に限って親権を行使できない場合には、後見人の任務は未成年者の財産に関する行為に限る。</p>	<p>第946条(財産管理に限定した後見) 未成年者の親権者が法律行為の代理権と財産管理権に限定して親権を行使できない場合に、未成年後見人の任務は未成年者の財産に関する行為に限定する。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第947条(禁治産者の療養、看護) ① 禁治産者の後見人は、禁治産者の療養、看護に日常の注意を懈怠してはならない。</p> <p>② 後見人が、禁治産者を自宅に監</p>	<p>第947条(被成年後見人の福利と意思の尊重) 成年後見人は、被成年後見人の財産管理と身上保護をするとき、諸事情を考慮して本人の福利に適う方法で事務を処理しなけ</p>

<p>禁したり，精神病院その他の場所に監禁治療するには，法院の許可を得なければならない。ただし，緊急を要する状態のときには事後に許可を請求することができる。</p>	<p>ればならない。その場合成年後見人は被成年後見人の福利に反しなければ被成年後見人の意思を尊重しなければならない。</p> <p>※(2011・3・7法10429で，本条を全部改正)</p>
	<p>第947条の2(被成年後見人の身上決定等)</p> <p>① 被成年後見人は，自己の身上に関して本人の状態が許す範囲で単独で決定する。</p> <p>② 成年後見人が被成年後見人を治療等の目的で精神病院若しくはそれ以外の他の場所に隔離しようとする場合には，家庭法院の許可を受けなければならない。</p> <p>③ 被成年後見人の身体を侵害する医療行為について被成年後見人が同意できない場合には，成年後見人が本人に代わって同意することができる。</p> <p>④ 第3項の場合，被成年後見人が医療行為の直接的な結果で死亡若しくは相当の障害を被るおそれがあるときには，家庭法院の許可を受けなければならない。ただし，許可手続で医療行為が遅滞し被成年後見人の生命に危険を招くか心身上の重大な障害を招くときには事後に許可を請求することができる。</p> <p>⑤ 成年後見人が被成年後見人を代理して被成年後見人が居住している建物又はその土地について譲渡，賃貸，傳貰（チョンセ）権設定，抵当権設定，賃貸借の解約，傳貰（チョンセ）権の消滅，その他これに準ずる行為をする場合には，家庭法院の許可を受けなければならない。</p>

韓国の2013年7月1日施行された家族法の概要（1）（趙）

	<p>※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
<p>第948条(未成年者の親権の代行) ① 後見人は、被後見人に代ってその子に対する親権を行使する。 ② 前項の親権行使には、後見の任務に関する規定を準用する。</p>	<p>第948条(未成年者の親権の代行) ① 未成年後見人は、未成年者に代わって未成年者の子女に対する親権を行使する。 ② 第1項の親権行使には、未成年後見人の任務に関する規定を準用する。 ※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第949条(財産管理権と代理権) ① 後見人は被後見人の財産を管理し、その財産に関する法律行為について被後見人を代理する。 ② 第920条但書の規定は、前項の法律行為に準用する。</p>	<p>第949条(財産管理権と代理権) (左と同じ)</p>
	<p>第949条の2(成年後見人が数名の場合の権限の行使等) ① 家庭法院は、職権で数名の成年後見人が共同で又は事務を分掌してその権限を行使するように定めることができる。 ② 家庭法院は、職権で第1項による決定を変更するか若しくは取消することができる。 ③ 数名の成年後見人が共同で権限を行使しなければならない場合に、ある成年後見人が被成年後見人の利益が侵害される恐れがあるのに法律行為の代理等の必要な権限行使に協力しないときには、家庭法院は被成年後見人、成年後見人、後見監督人又は利害関係人の請求によってその成年後見人の意思表示に代わる裁判をすることができる。 ※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>

	<p>第949条の3 (利害相反行為) 後見人については、第921条を準用する。 ただし、後見監督人がいる場合にはその限りでない。 ※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
<p>第950条 (法定代理と同意権の制限) ① 後見人が被後見人に代って次の各号の行為をするか、未成年者又は限定財産者の次の各号の行為に同意するには親族会の同意を得なければならない。 1. 営業をすること。 2. 借財又は保証をすること。 3. 不動産又は重要な財産に関する権利の得失変更を目的とする行為をすること。 4. 訴訟行為をすること。 ② 前項の規定に違反する行為は、被後見人又は親族会がそれを取消することができる。</p>	<p>第950条(後見監督人の同意を必要とする行為) ① 後見人が被後見人を代理して次の各号のいずれかに該当する行為をするか、未成年者の次の各号のいずれかに該当する行為に同意をするときは、後見監督人がいればその同意を得なければならない。 1. 営業に関する行為 2. 金銭を借りる行為 3. 義務だけを負担する行為 4. 不動産又は重要な財産に関する権利の得喪変更を目的とする行為 5. 訴訟行為 6. 相続の承認、限定承認又は放棄及び相続財産の分割に関する協議 ② 後見監督人の同意が必要な行為について後見監督人が被後見人の利益が侵害される恐れがあるのに同意をしない場合には、家庭法院は後見人の請求によって後見監督人の同意に代わる許可をすることができる。 ③ 後見監督人の同意が必要な法律行為を後見人が後見監督人の同意なくしたときには、被後見人又は後見監督人がその行為を取消することができる。 ※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>

<p>第951条(被後見人に対する権利の譲受) ① 後見人が被後見人に対する第三者の権利を譲受するには、親族会の同意を得なければならない。</p> <p>② 前項の規定に違反した行為は、被後見人又は親族会がそれを取消することができる。</p>	<p>第951条(被後見人の財産等の譲受に対する取消) ① 後見人が被後見人に対する第三者の権利を譲受する場合には、被後見人はこれを取消することができる。</p> <p>② 第1項による権利の譲受の場合、後見監督人がいれば後見人は後見監督人の同意を得なければならない、後見監督人の同意がない場合には被後見人又は後見監督人がこれを取消することができる。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第952条(相手方の追認与否催告) 第15条の規定は、前2条の場合に相手方の親族会に対し追認するかどうかの催告に準用する。</p>	<p>第952条(相手方の追認するか否かの催告) 第950条及び第951条の場合には第15条を準用する。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第953条(親族会の後見事務の監督) 親族会はいつでも後見人に対してその任務遂行に関する報告と財産目録の提出を求めることができ、被後見人の財産状況を調査することができる。</p>	<p>第953条(後見監督人の後見事務の監督) 後見監督人は、いつでも後見人にその任務遂行に関する報告と財産目録の提出を求めることができ、被後見人の財産状況を調査することができる。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第954条(法院の後見事務に関する処分) 法院は被後見人又は第777条の規定による親族その他利害関係人の請求によって、被後見人の財産状況を調査しその財産管理その他後見の任務遂行に関して必要な処分を命ずることができる。</p>	<p>第954条(家庭法院の後見事務に関する処分) 家庭法院は、職権で又は被後見人、後見監督人、第777条による親族、その他の利害関係人、検事、地方自治団体の長の請求によって、被後見人の財産状況を調査し、後見人に財産管理等の後見任務遂行に関して必要な処分を命ずることができる。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>

<p>第955条(後見人に対する報酬) 法院は後見人の請求によって、被後見人の財産状態その他の事情を参酌して、被後見人の財産中から相当の報酬を後見人に授与することができる。</p>	<p>第955条(後見人に対する報酬) (左と同じ)</p>
	<p>第955条の2(支出金額の予定と事務費用) 後見人が後見事務を遂行するのに必要な費用は被後見人の財産中から支出する。 ※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
<p>第956条(委任と親権の規定の準用) 第681条及び第918条の規定は後見人にこれを準用する。</p>	<p>第956条(委任と親権の規定の準用) (左と同じ)</p>
<p>第957条(後見事務の終了と管理の計算) ① 後見人の任務が終了したときには、後見人又はその相続人は1月内に被後見人の財産に関する計算をしなければならない。但し、正当な事由があるときには法院の許可を得てその期間を延長することができる。 ② 前項の計算は、親族会が指定する会員の参与がなければ効力がない。</p>	<p>第957条(後見事務の終了と管理の計算) ① 後見人の任務が終了したときには後見人又はその相続人は1ヵ月内に被後見人の財産に関する計算をしなければならない。ただし、正当な事由がある場合には法院の許可を得てその期間を延長することができる。 ② 第1項の計算は後見監督人がいる場合にはその者が参与しなければ効力がない。 ※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)</p>
<p>第958条(利子の附加と金銭消費に対する責任) ① 後見人が被後見人に支給する金額や被後見人が後見人に支給する金額には、計算終了の日から利子を附加しなければならない。 ② 後見人が自己のために被後見人の金額を消費したときには、その消費した日から利子を附加し被後</p>	<p>第958条(利子の附加と金銭消費に対する責任) (左と同じ)</p>

<p>見人に損害があればそれを賠償しなければならない。</p>	
<p>第959条(委任規定の準用) 第691条, 第692条の規定は, 後見の終了にこれを準用する。</p>	<p>第959条(委任規定の準用) (左の通り)</p>
	<p>第2節 限定後見と特定後見 ※(2011・3・7法10429で, 本節を新設する改正)</p>
	<p>第959条の2(限定後見の開始) 家庭法院の限定後見開始の審判がある場合には, その審判を受けた者の限定後見人を置かなければならない。 ※(2011・3・7法10429で, 本条を新設する改正)</p>
	<p>第959条の3(限定後見人の選任等) ① 第959条の2による限定後見人は, 家庭法院が職権で選任する。 ② 限定後見人については, 第930条第2項・第3項, 第936条第2項から第4項まで, 第937条, 第939条, 第940条及び第949条の3を準用する。 ※(2011・3・7法10429で, 本条を新設する改正)</p>
	<p>第959条の4(限定後見人の代理権等) ① 家庭法院は, 限定後見人に代理権を授与する審判をすることができる。 ② 限定後見人の代理権等に関しては, 第938条第3項及び第4項を準用する。 ※(2011・3・7法10429で, 本条を新設する改正)</p>
	<p>第959条の5(限定後見監督人) ① 家庭法院は, 必要と認めれば職権で又は被限定後見人, 親族, 限定</p>

	<p>後見人, 検事, 地方自治団体の長の請求によって, 限定後見監督人を選任することができる。</p> <p>② 限定後見監督人については, 第681条, 第691条, 第692条, 第930条第2項・第3項, 第936条第3項・第4項, 第937条, 第939条, 第940条, 第940条の3第2項, 第940条の5, 第940条の6, 第947条の2第3項から第5項まで, 第949条の2, 第955条及び第955条の2を準用する。この場合第940条の6第3項中の「被後見人を代理する」は「被限定後見人を代理するか被限定後見人がその行為をするのに同意する」とする。</p> <p>※(2011・3・7法10429で, 本条を新設する改正)</p>
	<p>第959条の6 (限定後見事務) 限定後見の事務に関しては, 第681条, 第920条ただし書き, 第947条, 第947の2, 第949条, 第949条の2, 第949条の3, 第950条から第955条まで及び第955条の2を準用する。</p> <p>※(2011・3・7法10429で, 本条を新設する改正)</p>
	<p>第959条の7 (限定後見人の任務の終了等) 限定後見人の任務が終了した場合に関しては, 第691条, 第692条, 第957条及び第958条を準用する。</p> <p>※(2011・3・7法10429で, 本条を新設する改正)</p>
	<p>第959条の8 (特定後見による保護措置) 家庭法院は, 被特定後見人の支援のために必要な処分を命ずることができる。</p>

	<p>※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
	<p>第959条の9(特定後見人の選任等)</p> <p>① 家庭法院は、第959条の8による処分として被特定後見人を支援するか代理するための特定後見人を選任することができる。</p> <p>② 特定後見人については、第930条第2項・第3項、第936条第2項から第4項まで、第937条、第939条及び第940条を準用する。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
	<p>第959条の10(特定後見監督人)</p> <p>① 家庭法院は必要と認めれば、職権で又は被特定後見人、親族、特定後見人、検事、地方自治団体の長の請求によって、特定後見監督人を選任することができる。</p> <p>② 特定後見監督人については、第681条、第691条、第692条、第930条第2項・第3項、第936条第3項・第4項、第937条、第939条、第940条、第940条の5、第940条の6、第949条の2、第955条及び第955条の2を準用する。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
	<p>第959条の11(特定後見人の代理権)</p> <p>① 被特定後見人の支援のために必要と認めれば、家庭法院は期間や範囲を定めて特定後見人に代理権を授与する審判をすることができる。</p> <p>② 第1項の場合、家庭法院は特定後見人の代理権行使に家庭法院や特定後見監督人の同意を受けるように命ずることができる。</p>

	<p>※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
	<p>第959条の12(特定後見事務) 特定後見の事務に関しては、第681条、第920条ただし書き、第947条、第949条の2、第953条から第955条まで及び第955条の2を準用する。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
	<p>第959条の13(特定後見人の任務の終了等) 特定後見人の任務が終了した場合に関しては、第691条、第692条、第957条及び第958条を準用する。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
	<p>第3節 後見契約</p> <p>※(2011・3・7法10429で、「第3節 後見契約」を新設する改正)</p>
	<p>第959条の14(後見契約の意義と締結方法等) ① 後見契約は、疾病、障害、老齢、その他の事由による精神的制約で事務を処理する能力が不足した状況にあるか不足する状況に備えて、自己の財産管理及び身上保護に関する事務の全部又は一部を他の者に委託してその委託事務に関して、代理権を授与することを内容とする。</p> <p>② 後見契約は、公正証書で締結しなければならない。</p> <p>③ 後見契約は、家庭法院が任意後見監督人を選任したときから効力が発生する。</p> <p>④ 家庭法院、任意後見人、任意後見監督人等は、後見契約を履行・運営するとき本人の意思を最大限</p>

	<p>尊重しなければならない。 ※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
	<p>第959条の15(任意後見監督人の選任) ① 家庭法院は後見契約が登記されていて、本人が事務を処理する能力が不足した状況にあると認めるときには、本人、配偶者、4寸以内の親族、任意後見人、検事又は地方自治団体の長の請求によって、任意後見監督人を選任する。 ② 第1項の場合、本人ではない者の請求によって家庭法院が任意後見監督人を選任するときには予め本人の同意を得なければならない。ただし、本人が意思を表示できないときにはその限りでない。 ③ 家庭法院は任意後見監督人がなくなった場合には、職権で又は本人、親族、任意後見人、検事又は地方自治団体の長の請求によって任意後見監督人を選任する。 ④ 家庭法院は任意後見監督人が選任された場合でも必要と認めれば、職権で又は第3項の請求権者の請求によって任意後見監督人を追加して選任することができる。 ⑤ 任意後見監督人については、第940条の5を準用する。 ※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
	<p>第959条の16(任意後見監督人の職務等) ① 任意後見監督人は、任意後見人の事務を監督しその事務に関して家庭法院に定期的に報告しなければならない。 ② 家庭法院は必要と認めれば、任意後見監督人に監督事務に関する</p>

	<p>報告を求めることができ、任意後見人の事務又は本人の財産状況に対する調査を命ずるかその他任意後見監督人の職務に関して必要な処分を命ずることができる。</p> <p>③ 任意後見監督人については、第940条の6第2項・第3項、第940条の7及び第953条を準用する。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
	<p>第959条の17(任意後見開始の制限等)</p> <p>① 任意後見人が、第937条各号に該当する者又はその他顕著な非行をするか後見契約で定めた任務に適合しない事由がある者である場合には、家庭法院は任意後見監督人を選任してはならない。</p> <p>② 任意後見監督人を選任した以後に、任意後見人が顕著な非行をしたりその他その任務に適合しない事由があった場合には、家庭法院は任意後見監督人、本人、親族、検事又は地方自治団体の長の請求によって任意後見人を解任することができる。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
	<p>第959条の18(後見契約の終了)</p> <p>① 任意後見監督人の選任前であれば、本人又は任意後見人はいつでも公証人の認証を受けた書面で後見契約の意思表示を撤回することができる。</p> <p>② 任意後見監督人の選任をした以後であれば、本人又は任意後見人は正当な事由があるときに限り家庭法院の許可を受けて後見契約を終了することができる。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を新設</p>

	する改正)
	<p>第959条の19(任意後見人の代理権消滅と第三者との関係) 任意後見人の代理権の消滅は、登記しなければ善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
	<p>第959条の20(後見契約と成年後見・限定後見・特定後見の関係) ① 後見契約が登記されている場合には、家庭法院は本人の利益のために特別に必要とするときに限り、任意後見人又は任意後見監督人の請求によって成年後見、限定後見又は特定後見の審判をすることができる。その場合、後見契約は本人が成年後見又は限定後見開始の審判を受けたときに終了する。</p> <p>② 本人が被成年後見人、被限定後見人又は被特定後見人の場合に、家庭法院は任意後見監督人を選任するには従前の成年後見、限定後見又は特定後見の終了の審判をしなければならない。ただし、成年後見又は限定後見措置の継続が本人の利益のために特別に必要と認めれば家庭法院は任意後見監督人を選任してはならない。</p> <p>※(2011・3・7法10429で、本条を新設する改正)</p>
第6章 親族会	<p>※(2011・3・7法10429で、「第6章親族会」を削除する改正)</p> <p>※(2011・3・7法10429で、960条～973条を削除する改正)</p>
第7章 扶養 (略)	第7章 扶養 (略)
第5編 相続	第5編 相続

第 1 章 相続	第 1 章 相続
第 4 節 相続の承認及び放棄	第 4 節 相続の承認及び放棄
第1020条(無能力者の承認, 放棄の期間) 相続人が無能力者であるときは, 前条第 1 項の期間はその法定代理人が相続開始があったことを知った日から起算する。	第1020条(制限能力者の承認, 放棄の期間) 相続人が制限能力者の場合には, 第1019条第 1 項の期間はその親権者又は後見人が相続を開始したことを知った日から起算する。 ※(2011・3・7法10429で, 本条を全部改正)
第 2 章 遺言	第 2 章 遺言
第 1 節 総則	第 1 節 総則
第1062条(無能力者と遺言) 第 5 条, 第10条と第13条の規定は, 遺言に関してはこれを適用しない。	第1062条(制限能力者の遺言) 遺言に関しては, 第 5 条, 第10条及び第13条を適用しない。 ※(2011・3・7法10429で, 本条を全部改正)
第1063条(禁治産者の遺言能力) ① 禁治産者は, その意思能力が回復したときに限って遺言をすることができる。 ② 前項の場合には, 医師が心神回復の状態を遺言書に附記して署名捺印しなければならない。	第1063条(被成年後見人の遺言能力) ① 被成年後見人は, 意思能力が回復したときに限って遺言をすることができる。 ② 第 1 項の場合には, 医師が心神回復の状態を遺言書に附記し署名捺印しなければならない。 ※(2011・3・7法10429で, 本条を全部改正)
第 2 節 遺言の方式	第 2 節 遺言の方式
第1072条(証人の欠格事由) ① 次の各号の事項に該当する者は, 遺言に参与する証人になることができない。 1. 未成年者 2. 禁治産者と限定治産者 3. 遺言によって利益を受ける者, その配偶者と直系血族 ② 公正証書による遺言には, 公証人法による欠格者は証人にな	第1072条(証人の欠格事由) ① 次の各号のいずれか一に該当する者は遺言に参与する証人になることができない。 1. 未成年者 2. 被成年後見人と被限定後見人 3. 遺言で利益を受ける者, その配偶者と直系血族 ② 公正証書による遺言には「公証人法」による欠格者は証人に

韓国の2013年7月1日施行された家族法の概要（1）（趙）

ることができない。	ることができない。 ※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)
第4節 遺言の執行	第4節 遺言の執行
第1098条(遺言執行者の欠格事由) 無能力者と破産宣告を受けた者は、遺言執行者になることができない。	第1098条(遺言執行者の欠格事由) 制限能力者と破産宣告を受けた者は、遺言執行者になることができない。 ※(2011・3・7法10429で、本条を全部改正)
附則（1958年2月22日法律第471号） 第1条(旧法の定義) 附則で旧法とは本法によって廃止された法令又は法令中の条項をいう。 第2条～第27条(略) 第28条(施行日) 本法は1960年1月1日から施行する。 附則(中略)	附則（2011年3月7日法律第10429号） 第1条(施行日) 本法は2013年7月1日から施行する。 第2条(禁治産者等に関する経過措置) ① 本法施行当時すでに禁治産又は限定治産の宣告を得た者については、従前の規定を適用する。 ② 第1項の禁治産者又は限定治産者に対して本法によって成年後見、限定後見、特定後見が開始したか任意後見監督人が選任された場合又は本法施行日から5年が経過したときには、その禁治産又は限定治産の宣告は将来に向けてその効力を失う。
附則（2009年5月8日法律第9650号） ①（施行日）本法は公布後3か月が経過した日から施行する。 (2009年8月9日) ②（養育費負担調書作成の適用例）第836条の2第5項の改正規定は本法施行当時係属中の協議離婚事件にも適用する。	第3条(他の法律との関係) 本法施行当時他の法令で「禁治産」又は「限定治産」を引用した場合には、成年後見又は限定後見を得た者について附則第2条第2項による5年の期間に限定して「成年後見」又は「限定後見」を引用したものとする。
	附則（2011年5月19日法律第10645号） 本法は2013年7月1日から施行する。
	附則（2012年2月10日法律第11300号） 第1条(施行日) 本法は2013年7月1

	<p>日から施行する。ただし、第818条、第828条、第843条及び第925条は公布した日から施行する。</p> <p>第2条(本法の効力の不遡及) 本法は従前の規定に従い生じた効力に影響を及ぼさない。</p> <p>第3条(従前の規定による入養及び罷養に関する経過措置) 本法施行前に第878条又は第904条に従い入養又は罷養の申告が受け付けられた入養又は罷養に関しては、従前の規定に従う。</p> <p>第4条(裁判上の罷養の原因に関する経過措置) 第905条の改正規定に拘わらず本法施行前に従前の規定に従い家庭法院に罷養を請求した場合には、裁判上の罷養の原因に関しては従前の規定に従う。</p> <p>第5条(親養子入養の要件に関する経過措置) 第908条の2第1項及び第2項の改正規定に拘わらず、本法施行前に従前の規定に従い家庭法院に親養子入養を請求した場合は、親養子入養の要件に関しては、従前の規定に従う。</p>
--	--

資料2 韓国「家事訴訟法」(抄)

(1990年12月31日法律第4300号制定, 2013年4月5日法律第11725号, 同年7月30日法律第11949号改正条項等)

<p>第1編 総則</p>
<p>第1条(目的) 本法は人格の尊厳と男女平等を基本にして家庭の平和及び親族間で助け合う美風良俗を保存し発展させるために家事に関する訴訟と非訟及び調停に対する手続の特例を規定することを目的とする。</p>
<p>第2条(家庭法院の管掌事項) ① 次の各号の事項(以下「家事事件」という)に対する審理と裁判は家庭法院の専属管轄とする。</p> <p>1. 家事訴訟事件</p> <p>カ. カ類事件(略)</p>

- ナ. ナ類事件（略）
- タ. タ類事件（略）
- 2. 家事非訟事件
 - カ. ラ類事件
- 1)「民法」第9条第1項, 第11条, 第14条の3第2項及び第959条の20による成年後見開始の審判とその終了の審判
- 1)の2「民法」第10条第2項及び第3項による取消できない被成年後見人の法律行為の範囲の決定及びその変更
- 1)の3「民法」第12条第1項, 第14条, 第14条の3第1項及び第959条の20による限定後見開始の審判とその終了の審判
- 1)の4「民法」第13条第1項から第3項までの規定による被限定後見人が限定後見人の同意を得なければならない行為の範囲の決定とその変更及び限定後見人の同意に代わる許可
- 1)の5「民法」第14条の2, 第14条の3及び第959条の20による特定後見の審判とその終了の審判
- 2)（略）
- 2)の2「民法」第909条の2第5項により親権者又は未成年後見人の任務を代行する者（以下「任務代行者」という）の同法第25条による権限を超える行為の許可
- 3)～7)（略）
- 8)「民法」第867条による未成年者の入養に対する許可
- 8)の2「民法」第873条第2項により準用される同法第867条による被成年後見人が入養をするか養子になることに対する許可
- 9)「民法」第871条第2項による父母の同意に代わる審判
- 10)「民法」第872条による後見人が被後見人を養子に入養することに対する許可（削除）
- 11)「民法」第906条第1項ただし書きによる養子の親族又は利害関係人の罷養請求に対する許可
- 12)～13)（略）
- 13)の2「民法」第909条の2第1項から第5項まで（同法第927条の2第1項各号外の部分本文により準用される場合を含む）による親権者の指定, 未成年後見人の選任及び任務代行者の選任
- 13)の3「民法」第909条の2第6項による後見の終了及び親権者の指定
- 14)～15)（略）
- 16)「民法」第921条（「民法」第949条の3により準用される場合を含む）による特別代理人の選任
- 17)（略）
- 17)の2「民法」第927条の2第2項による親権者の指定
- 17)の3「民法」第931条第2項による後見の終了及び親権者の指定

- 18) 「民法」第932条, 第936条第1項から第3項まで, 第940条, 第959条の3及び第959条の9による未成年後見人・成年後見人・限定後見人・特定後見人の選任又は変更
- 18) の2 「民法」第938条第2項から第4項までの規定による成年後見人の法定代理権の範囲の決定とその変更及び成年後見人が被成年後見人の身上に関して決定できる権限の範囲の決定とその変更
- 18) の3 「民法」第940条の7により準用される第940条と第940条の3, 第940条の4, 第959条の5及び第959条の10による未成年後見監督人・成年後見監督人・限定後見監督人・特定後見監督人の選任又は変更
- 19) 「民法」第939条(「民法」第940条の7, 第959条の3第2項, 第959条の5第2項, 第959条の9第2項, 第959条の10第2項により準用される場合及び第959条の16第3項により準用される第940条の7によりさらに準用される場合を含む)による未成年後見人・成年後見人・限定後見人・特定後見人・未成年後見監督人・成年後見監督人・限定後見監督人・特定後見監督人・任意後見監督人の辞任に対する許可
- 20) (略)
- 21) 「民法」第947条の2第2項(「民法」第959条の6により準用される場合を含む)による被成年後見人又は被限定後見人の隔離に対する許可及び「民法」第947条の2第4項(「民法」第940条の7, 第959条の5第2項及び第959条の6により準用される場合を含む)による被未成年後見人, 被成年後見人又は被限定後見人に対する医療行為の同意に対する許可
- 21) の2 「民法」第947条の2第5項(「民法」第940条の7, 第959条の5第2項及び第959条の6により準用される場合を含む)による被未成年後見人, 被成年後見人又は被限定後見人が居住する建物又はその土地に対する譲渡等に対する許可
- 21) の3 「民法」第949条の2(「民法」第940条の7, 第959条の5第2項及び第959条の6, 第959条の10第2項, 第959条の12により準用される場合及び第959条の16第3項により準用される第940条の7によりさらに準用される場合を含む)による数名の成年後見人・限定後見人・特定後見人・成年後見監督人・限定後見監督人・特定後見監督人・任意後見監督人の権限行使に関する決定とその変更又は取消及び成年後見人・限定後見人・特定後見人・成年後見監督人・限定後見監督人・特定後見監督人・任意後見監督人の意思表示に代わる裁判
- 21) の4 「民法」第950条第2項(「民法」第948条及び第959条の6により準用される場合を含む)による未成年後見監督人・成年後見監督人・限定後見監督人の同意に代わる許可
- 22) 「民法」第954条(「民法」第948条, 第959条の6及び第959条の12により準用される場合を含む)による被未成年後見人, 被成年後見人, 被限定後見人又は被特定後見人の財産状況に対する調査及びその財産管理等後見任務遂行に関して必要な処分命令

- 22)の2「民法」第909条の2第5項により準用される同法第954条による未成年者の財産状況に対する調査及びその財産管理等任務代行者の任務遂行に関して必要な処分命令
- 23)「民法」第955条（「民法」第940条の7、第948条、第959条の5第2項、第959条の6、第959条の10第2項、第959条の12により準用される場合及び第959条の16第3項により準用される第940条の7によりさらに準用される場合を含む）による未成年後見人・成年後見人・限定後見人・特定後見人・未成年後見監督人・成年後見監督人・限定後見監督人・特定後見監督人・任意後見監督人に対する報酬の授与
- 24)「民法」第957条第1項ただし書き（「民法」第959条の7及び第959条の13により準用される場合を含む）による後見終了時の管理計算期間の延長許可
- 24)の2「民法」第959条の4による限定後見人に代理権を授与する審判とその範囲の変更及び限定後見人が被限定後見人の身上に関して決定できる権限の範囲の決定とその変更
- 24)の3「民法」第959条の8による被特定後見人の支援のために必要な処分命令
- 24)の4「民法」第959条の11による特定後見人に代理権を授与する審判
- 24)の5「民法」第959条の16第3項により準用される第940条の7によりさらに準用される第940条及び第959条の15第1項・第3項・第4項による任意後見監督人の選任又は変更
- 24)の6「民法」第959条の16第2項による任意後見監督人に対する監督事務に関する報告の要求、任意後見人の事務又は本人の財産状況に対する調査命令又は任意後見監督人の職務に関して必要な処分命令
- 24)の7「民法」第959条の17第2項による任意後見人の解任
- 24)の8「民法」第959条の18第2項による後見契約終了の許可
- 25)「民法」第963条第1項本文、第965条第2項及び第971条による親族会員の選任、補充、改任及び解任（削除）
- 26)「民法」第966条による親族会の招集（削除）
- 27)「民法」第967条第3項による親族会の書面決議の取消（削除）
- 28)「民法」第969条による親族会の決議に代わる裁判（削除）
- 29)「民法」第970条による親族会員の辞退に対する許可（削除）
- 30)～48)（略）
- ※(2013・4・5法11725で、1)目を修正、1)の2から1)の6目を新設、16)目、18)目を修正、18)の2、18)の3目を新設、19)目、21)目を修正、21)の2から21)の4目を新設、22)目、23)目、24)目を修正、24)の2から24)の8目を新設、25)から29)目を削除する改正)
- ※(2013・7・30法11949で、2)の2目を新設、8)目を修正、8)の2目を新設、9)目を修正、10)目を削除、11)目を修正、13)の2、13)の3目を新設、17)の2、17)の3目を新設、22)の2目を新設する改正)
- ナ. マ類事件

<p>1)～6) (略)</p> <p>7)「民法」第972条による親族会の決議に対する異議 (削除)</p> <p>8)～10) (略)</p> <p>※(2013・4・5法11725で、7)目を削除する改正)</p> <p>②～③ (略)</p>
<p>第3条～第8条 (略)</p>
<p>第9条(家族関係登録簿記録等の嘱託) 家庭法院は大法院規則で定める判決又は審判が確定するか効力を発生した場合には、大法院規則で定めるところにより遅滞なく家族関係登録事務を処理する者に家族関係登録簿に登録することを嘱託するか後見登記事務を処理する者に後見登記簿に登録することを嘱託しなければならない。</p> <p>※(2013・4・5法11725で、本条を修正する改正)</p>
<p>第10条 (略)</p>
<p>第10条の2 (記録の閲覧等) ① 当事者や利害関係を疎明した第三者は次の各号の事項を法院書記官、法院事務官、法院主査又は法院主査補 (以下「法院事務官等」という) に申請することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 裁判書の正本・謄本・抄本の発給 2. 訴訟に関する事項の証明書の発給 <p>② 当事者や利害関係を疎明した第三者は裁判長の許可を得て次の各号の事項を法院事務官等に申請できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調書の正本・謄本・抄本の発給 2. 記録の閲覧・複写 <p>③ 第1項1号、第2項1号の申請により発給される裁判書・調書の正本・謄本・抄本にはその旨を記載し法院事務官等が記名捺印しなければならない。</p> <p>④ 第1項又は第2項による申請をするときには大法院規則で定める手数料を支払わねばならない。</p> <p>※(2013・4・5法11725で、本条を修正する改正)</p>
<p>第2編 家事訴訟</p>
<p>第1章 通則</p>
<p>第2章 婚姻関係訴訟</p>
<p>第3章 父母と子女関係訴訟</p>
<p>第3編 家事非訟</p>
<p>第1章 通則</p>
<p>第34条から第37条 (略)</p>

<p>第37条の2（手続の救助） ① 家庭法院は家事非訟事件の手続に要する費用を支出する支給能力がないかその費用を支出すれば生活に著しい支障がある者に対して、その者の申請により又は職権で手続救助をすることができる。ただし、申請人が不当な目的で審判請求をすることが明白な場合にはその限りでない。</p> <p>② 第1項の手続救助に関しては、「民事訴訟法」第128条第2項から第4項まで、第129条から第133条までを準用する。ただし、「民事訴訟法」第132条及び第133条ただし書きはマ類家事非訟事件に限定して準用する。</p> <p>※（2013・4・5法11725で、本条を新設する改正）</p>
<p>第38条～第43条（略）</p>
<p>第2章 ラ類家事非訟事件</p>
<p>第44条（管轄） ラ類家事非訟事件は、次の各号の家庭法院が管轄する。</p> <p>1. 次の各目のいずれかに該当する事件は事件本人の住所地の家庭法院カ、禁治産・限定治産に関する事件（削除） ナ～マ（略）</p> <p>1)の2 未成年後見・成年後見・限定後見・特定後見及び任意後見に関する事件は各被後見人（被後見人になる者を含む）の住所地の家庭法院</p> <p>2. ～3.（略）</p> <p>4. 入養、親養子入養又は罷養に関する事件は養子・親養子の住所地又は養子・親養子になる者の住所地の家庭法院</p> <p>5. 親権に関する事件（夫婦間の共同の子女に対する親権行使方法の決定事件は除く）は未成年者の子女の住所地の家庭法院</p> <p>※（2013・4・5法11725で、第1号カ目を削除し、1号の2を新設し、5号を修正する改正）</p>
<p>第45条（審理方法） ラ類家事非訟事件の審判は本法と他の法律又は大法院規則で特別な規定がある場合を除いては事件関係人を尋問しないことができる。</p> <p>※（2013・4・5法11725で、本条を修正する改正）</p>
<p>第45条の2（精神状態の鑑定） ① 家庭法院は成年後見開始又は限定後見開始の審判をする場合には被成年後見人になる者や被限定後見人になる者の精神状態に関して医師に鑑定をさせなければならない。ただし、被成年後見人になる者や被限定後見人になる者の精神状態を判断するのに他の充分な資料がある場合にはその限りでない。</p> <p>② 家庭法院は特定後見の審判をする場合には医師やその他専門知識がある者の意見を聞かなければならない。その場合、意見を口頭で陳述させるか診断書又はそれに準ずる書面で提出させることができる。</p> <p>※（2013・4・5法11725で、本条を新設する改正）</p>

- 第45条の3 (成年後見・限定後見・特定後見関連審判における陳述聴取) ① 家庭法院は次の各号のいずれかに該当する審判をする場合には、該当号で定める者の陳述を聞かなければならない。ただし、被成年後見人(被成年後見人になる者を含む)や被任意後見人(被任意後見人になる者を含む)が意識不明、その他の事由で自己の意思を表明できない場合にはその限りでない。
1. 成年後見開始の審判、限定後見開始の審判及び特定後見の審判をする場合には、被成年後見人になる者、被限定後見人になる者又は被特定後見人になる者。ただし、後見契約が登記されている場合には被任意後見人と任意後見人
 2. 成年後見・限定後見・特定後見終了の審判をする場合には、被成年後見人と成年後見人、被限定後見人と限定後見人又は被特定後見人と特定後見人
 3. 成年後見人・限定後見人・特定後見人の選任審判をする場合には、被成年後見人(被成年後見人になる者を含む)と成年後見人になる者、被限定後見人(被限定後見人になる者を含む)と限定後見人になる者、被特定後見人(被特定後見人になる者を含む)と特定後見人になる者
 4. 成年後見監督人・限定後見監督人・特定後見監督人の選任審判をする場合には、被成年後見人(被成年後見人になる者を含む)と成年後見監督人になる者、被限定後見人(被限定後見人になる者を含む)と限定後見監督人になる者、被特定後見人(被特定後見人になる者を含む)と特定後見監督人になる者
 5. 成年後見人・限定後見人・特定後見人の変更の審判をする場合には、被成年後見人とその変更が請求された成年後見人及び成年後見人になる者、被限定後見人とその変更が請求された限定後見人及び限定後見人になる者、被特定後見人とその変更が請求された特定後見人及び特定後見人になる者
 6. 成年後見監督人・限定後見監督人・特定後見監督人の変更の審判をする場合には、被成年後見人とその変更が請求された成年後見監督人及び成年後見監督人になる者、被限定後見人とその変更が請求された限定後見人監督人及び限定後見監督人になる者、被特定後見人とその変更が請求された特定後見監督人及び特定後見監督人になる者
 7. 取消できない被成年後見人の法律行為の範囲の決定とその変更又は成年後見人・限定後見人の代理権の範囲の決定とその変更の審判をする場合には、被成年後見人(被成年後見人になる者を含む)又は被限定後見人(被限定後見人になる者を含む)
 8. 成年後見人・限定後見人が被成年後見人・被限定後見人の身上に関して決定できる権限の範囲の決定とその変更又は被成年後見人・被限定後見人の隔離に対する許可審判をする場合には、被成年後見人(被成年後見人になる者を含む)又は被限定後見人(被限定後見人になる者を含む)

9. 被未成年後見人・被成年後見人・被限定後見人に対する医療行為の同意に対する許可審判をする場合には、被未成年後見人（被未成年後見人になる者を含む）、被成年後見人（被成年後見人になる者を含む）又は被限定後見人（被限定後見人になる者を含む）
 10. 被限定後見人が限定後見人の同意を得なければならない行為の範囲の決定とその変更の審判をする場合には、被限定後見人（被限定後見人になる者を含む）
 11. 限定後見人の同意に代わる許可審判をする場合には、被限定後見人と限定後見人
 12. 被未成年後見人・被成年後見人又は被限定後見人が居住する建物やその土地に対する譲渡等に対する許可審判をする場合には、被未成年後見人・被成年後見人又は被限定後見人
 13. 特定後見人に代理権を授与する審判をする場合には、被特定後見人（被特定後見人になる者を含む）
- ② 家庭法院が第1項第1号又は第2号により陳述を聞く場合には、被成年後見人（被成年後見人になる者を含む）、被限定後見人（被限定後見人になる者を含む）又は被特定後見人（被特定後見人になる者を含む）を尋問しなければならない。ただし、その者が自己の意思を明らかにできないか出席を拒否するなど尋問できない特別な事情があるときにはその限りでない。
- ③ 第2項の尋問のために検証が必要な場合には「民事訴訟法」第365条及び第366条第1項・第3項を準用する。

※(2013・4・5法11725で、本条を新設する改正)

第45条の4（後見事務の監督） ① 家庭法院は、専門性と公正性を備えていると認められる者に成年後見事務・限定後見事務・特定後見事務の実態又は被成年後見人・被限定後見人・被特定後見人の財産状況を調査させるか臨時に財産管理をさせることができる。その場合、家庭法院は法院事務官等や家事調査官に事務の実態や財産状況を調査させるか臨時に財産管理をさせることができる。

② 家庭法院は、第1項により事務の実態や財産状況を調査するか臨時に財産管理をする者に被成年後見人・被限定後見人・被特定後見人の財産から相当の報酬を支給することができる。ただし、法院事務官等や家事調査官のような法院所属公務員に対しては別途の報酬を支給してはならない。

③ 第1項により臨時に財産管理をする者に対しては「民法」第681条、第684条、第685条及び第688条を準用する。

※(2013・4・5法11725で、本条を新設する改正)

第45条の5（診断結果等の聴取） 家庭法院は、任意後見監督人を選任する場合には被任意後見人になる者の精神状態に関して医師やその他専門知識がある者の意見を聞かなければならない。その場合、意見を口頭で陳述させるか診断

書又はそれに準ずる書面で提出させることができる。

※(2013・4・5法11725で、本条を新設する改正)

第45条の6(任意後見関連審判における陳述聴取) ① 家庭法院は次の各号のいずれか一に該当する審判をする場合には、該当号で定めた者の陳述を聞かなければならない。ただし、被任意後見人(被任意後見人になる者を含む)が意識不明、その他の事由でその意思を表明できない場合にはその限りでない。

1. 任意後見監督人の選任審判をする場合には、被任意後見人になる者、任意後見監督人になる者及び任意後見人になる者
2. 任意後見監督人の変更の審判をする場合には、被任意後見人、任意後見人、その変更が請求された任意後見監督人及び任意後見監督人になる者
3. 任意後見人の解任審判をする場合には、被任意後見人及びその解任が請求された任意後見人
4. 後見契約の終了に関する許可の審判をする場合には、被任意後見人及び任意後見人

② 家庭法院は第1項第1号又は第4号の審判をする場合には、被任意後見人(被任意後見人になる者を含む)を尋問しなければならない。ただし、その者が自己の意思を明らかにできないか出席を拒否するなど尋問できない特別な事情があるときにはその限りでない。

③ 第2項の尋問のために検証が必要な場合には「民事訴訟法」第365条及び第366条第1項・第3項を準用する。

※(2013・4・5法11725で、本条を新設する改正)

第45条の7(任意後見監督事務の実態調査) 家庭法院は法院事務官等や家事調査官に任意後見監督事務の実態を調査させることができる。

※(2013・4・5法11725で、本条を新設する改正)

第45条の8(入養許可の手続) ① 家庭法院は入養の許可審判をする場合には、次の各号の者の意見を聞かなければならない。ただし、その者が意識不明、その他の事由で自己の意思を表明できない場合にはその限りでない。

1. 養子になる者(養子になる者が13歳以上の場合に限り該当する)
2. 養子になる者の法定代理人及び後見人
3. 養子になる者の父母(「民法」第870条により父母の同意が必要な場合をいう)
4. 養子になる者の父母の後見人
5. 養父母になる者
6. 養父母になる者の成年後見人

② 家庭法院は養子になる者の福利のために必要と認める場合、次の各号の区分に従い該当資料を提供することを要請することができる。その場合資料提供の要請を受けた機関は正当な事由がなければそれに従わなければならない。

<p>1. 養父母になる者の住所地及び家族関係等を確認するための範囲：市長・郡守・区庁長に対して住民登録票謄本・抄本</p> <p>2. 養父母になる者の所得を確認するための範囲：国税庁長に対して勤労所得資料及び事業所得資料</p> <p>3. 養父母になる者の犯罪経歴を確認するための範囲：警察庁長に対して犯罪経歴資料</p> <p>4. 養父母になる者が養育能力に関連する疾病や心神障害を有しているかを確認するために特に必要と認められる範囲：「医療法」による医療機関の長又は「国民健康保険法」による国民健康保険公団の長に対して診療記録資料</p> <p>※(2013・7・30法11949で、本条を新設する改正)</p>
<p>第3章 マ類家事非訟事件（略）</p>
<p>第4編 家事調停（略）</p>
<p>第5編 履行の確保</p> <p>第62条(事前処分) ① 家事事件の訴えの提起，審判請求又は調停の申請がある場合に家庭法院，調停委員会又は調停担当判事は事件を解決するために特に必要と認めれば職権で又は当事者の申請によって相手方やその他の利害関係人に現状を変更したりするか物件を処分する行為の禁止を命ずる事ができ、事件に関連する財産の保存のための処分，関係人の監護と養育のための処分等適当と認められる処分をすることができる。</p> <p>② 第1項の処分をするときには第67条第1項による制裁を告示しなければならない。</p> <p>③ 急迫な場合には裁判長や調停長は単独で第1項の処分をすることができる。</p> <p>④ 第1項と第3項の処分については即時抗告ができる。</p> <p>⑤ 第1項の処分は執行力を有しない。</p>
<p>第63条～第65条（略）</p>
<p>第6編 罰則</p>
<p>第66条～第67条（略）</p> <p>第67条の2(提出命令違反に対する制裁) 家庭法院は第三者が正当な事由なく第45条の3第3項又は第45条の6第3項により準用される「民事訴訟法」第366条第1項の提出命令に従わない場合には，決定で200万ウォン以下の懈怠料を賦課する。この決定に対しては即時抗告ができる。</p> <p>※(2013・4・5法11725で、本条を新設する改正)</p>
<p>第67条の3～第73条（略）</p>

附則(1990年12月31日法律第4300号)

第1条(施行日) 本法は1991年1月1日から施行する。

第2条から第10条(略)

附則(中略)

附則(2013年4月5日法律第11725号)

第1条(施行日) 本法は2013年7月1日から施行する。

第2条(適用例) 本法は本法施行当時家庭法院に係属中の事件についても適用する。ただし、従前の規定により発生した効力には影響を及ぼさない。

第3条(係属中の事件に関する経過措置) 本法施行当時従前の規定により請求され家庭法院に係属中の「禁治産宣告事件」及び「限定治産宣告事件」はそれぞれ本法に従い請求された「成年後見開始審判事件」及び「限定後見開始審判事件」とする。

附則(2013年7月30日法律第11949号)

本法は公布した日から施行する。

資料3 韓国「家事訴訟規則」(抄)

(1990年12月31日大法院規則第1139号制定, 2013年6月5日大法院規則第2467号及び同年6月27日大法院規則第2477号改正条項等)

第1編 総則
第1章 通則
第1条(規則の趣旨) 家事事件の裁判と調停の手続に関しては「家事訴訟法」(以下「法」という)の規定による外に本規則が定めるところによる。
第2条(家庭法院の管掌事項) ① 家庭法院は法第2条第1項各号の事項の外に、次の各号の事項についてもこれを審理・裁判する。 <ol style="list-style-type: none">1. 未成年後見人の順位確認2. ～3. (略)4. 「民法」第909条の2第5項により親権者又は未成年後見人の任務を代行する者(以下「任務代行者」という)の同法第25条による権限を超える行為の許可5. 「民法」第867条による未成年者の入養に対する許可6. 「民法」第873条第2項により準用される同法第867条による被成年後見人が入養をするか養子になることに対する許可7. 「民法」第871条第2項による父母の同意に代わる審判8. 「民法」第906条第1項ただし書きによる養子の親族又は利害関係人の罷養請求に対する許可9. 「民法」第909条の2第1項から第5項まで(同法第927条の2第1項各

号外の部分本文により準用される場合を含む）による親権者の指定，未成年後見人の選任及び任務代行者の選任

10. 「民法」第909条の2第6項による後見の終了及び親権者の指定

11. 「民法」第927条の2第2項による親権者の指定

12. 「民法」第931条第2項による後見の終了及び親権者の指定

13. 「民法」第909条の2第5項により準用される同法第954条による未成年者の財産状況に対する調査及びその財産管理等任務代行者の任務遂行に関して必要な処分命令

※(2013・6・5・規則2467で，1号を修正する改正)

※(2013・6・27規則2477で，4号から13号を新設する改正)

② 第1項第1号・第3号の事件は法及び本規則が定めるカ類家事訴訟事件の手続によって，第2号の事件はタ類家事訴訟事件の手続によって，第4号から第13号までの事件はラ類家事非訟事件の手続によって審理・裁判をする。

※(2013・6・27規則2477で，2項を修正する改正)

第3条～第4条（略）

第5条(家族関係登録簿記録を囑託しなければならない判決等) ① 法第9条の規定によって大法院規則で定める家族関係登録簿記録を囑託しなければならない判決又は審判は次の各号のこととする。

1. 親権，法律行為代理権，財産管理権の喪失宣告の審判又はその失権回復宣告の審判

2. 親権者の指定と変更の判決又は審判

2の2. 未成年後見の終了及び親権者の指定の審判

2の3. 親権者・未成年後見人の任務代行者選任の審判

3. 未成年後見人・未成年後見監督人の選任，変更又は辞任許可の審判

4. 法第62条の規定によって親権者の親権，法律行為代理権，財産管理権の全部又は一部の行使を停止するか未成年後見人・未成年後見監督人の業務遂行を停止する裁判とその代行者を選任する裁判

② 第1項第4号の裁判が本案審判の確定，審判請求の追加その他の事由で効力を喪失したときには，家庭法院の法院書記官，法院事務官，法院主査又は法院主査補（以下「法院事務官等」という）は法第9条の例によって家族関係登録簿に記録を囑託しなければならない。

※(2013・6・5規則2467で，題目，3号，4号の一部を修正する改正)

※(2013・6・27規則2477で，1項2号の2，2号の3を新設する改正)

第5条の2(後見登記簿記録を囑託しなければならない審判等) ① 法第9条により大法院規則で定める後見登記簿記録を囑託しなければならない審判は次の各号各目のこととする。

1. 成年後見に関する審判

カ. 成年後見の開始又はその終了の審判

- ナ. 成年後見人・成年後見監督人の選任又はその変更の審判
 - タ. 成年後見人・成年後見監督人の辞任に対する許可の審判
 - ラ. 取消できない被成年後見人の法律行為の範囲の決定又はその変更の審判
 - マ. 成年後見人の法定代理権の範囲の決定又はその変更の審判
 - バ. 成年後見人が被成年後見人の身上に関して決定できる権限の範囲の決定又はその変更の審判
 - サ. 数名の成年後見人・成年後見監督人の権限行使に関する決定とその変更又は取消の審判
2. 限定後見に関する審判
- カ. 限定後見の開始又はその終了の審判
 - ナ. 限定後見人・限定後見監督人の選任又は変更の審判
 - タ. 限定後見人・限定後見監督人の辞任に対する許可の審判
 - ラ. 被限定後見人が限定後見人の同意を得なければならない行為の範囲の決定又はその変更の審判
 - マ. 限定後見人に対する代理権授与又はその範囲の変更の審判
 - バ. 限定後見人が被限定後見人の身上に関して決定できる権限の範囲の決定又はその変更の審判
 - サ. 数名の限定後見人・限定後見監督人の権限行使に関する決定とその変更又は取消の審判
3. 特定後見に関する審判
- カ. 特定後見の審判又はその終了の審判
 - ナ. 特定後見人・特定後見監督人の選任又は変更の審判
 - タ. 特定後見人・特定後見監督人の辞任に対する許可の審判
 - ラ. 被特定後見人の支援のために必要な処分命令の審判
 - マ. 特定後見人に対する代理権授与の審判（代理権行使に家庭法院や特定後見監督人の同意を得るように命ずる部分を含む）
 - バ. 数名の特定後見人・特定後見監督人の権限行使に関する決定とその変更又は取消の審判
4. 任意後見に関する審判
- カ. 任意後見監督人の選任又は変更の審判
 - ナ. 任意後見監督人の辞任に対する許可の審判
 - タ. 数名の任意後見監督人の権限行使に関する決定とその変更又は取消の審判
 - ラ. 任意後見人の解任審判
 - マ. 後見契約終了の許可審判
5. 法62条による裁判
- カ. 成年後見人・限定後見人・特定後見人・任意後見人・成年後見監督人・限定後見監督人・特定後見監督人・任意後見監督人の権限の範囲を

<p>変更するかその職務執行の全部又は一部を停止する裁判及びその職務代行者を選任する裁判</p> <p>ナ. 成年後見，限定後見及び特定後見に関する事件で臨時後見人を選任する裁判</p> <p>タ. 職務代行者，臨時後見人を解任又は改任する裁判及びその権限の範囲を定めるか変更する裁判</p> <p>ラ. 数名の職務代行者，臨時後見人の権限行使に関する決定とその変更又は取消の裁判</p> <p>② 第1項第5号の裁判が本案審判の確定，審判請求の追加その他の事由で効力を喪失したときと「民法」第959条の20第1項により後見契約が終了したときには，家庭法院の法院事務官等は法第9条の例によって後見登記簿記録を囑託しなければならない。</p> <p>※(2013・6・5規則2467で，本条を新設する改正)</p>
<p>第6条(家族関係登録簿記録等の囑託の方式) ① 家族関係登録簿又は後見登記簿記録の囑託は裁判長の命を受けて家庭法院の法院事務官等がこれを行う。</p> <p>② 囑託書には，次の各号の事項を記載して法院事務官等が記名捺印しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当事者及び事件本人の姓名，登録基準地（外国人の場合には国籍），住所，住民登録番号（住民登録番号がない在外国民の場合には国内居所申告番号，外国人の場合には外国人登録番号，外国人登録をしない外国国籍同胞の場合には国内居所申告番号） 2. 家族関係登録簿又は後見登記簿記録の原因及びその原因日時 2)の2 後見登記の目的と登記する事項 3. 囑託年月日 4. 法院事務官等の官職と姓名及び所属法院の表示 <p>③ 第2項の囑託書には確定した判決謄本，効力を発生した裁判書の謄本その他家族関係登録簿又は後見登記簿記録の原因を証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>④ 第1項から第3項までの囑託及び書面の添付は電算情報処理組織を利用して「民事訴訟等における電子文書利用等に関する法律」第2条第1号の電子文書で行うことができる。</p> <p>※(2013・6・5規則2467で，本条「題目」，1項，2項1号，2項2号，3項を修正し，1項2号の2を新設する改正)</p>
<p>第2章 家事調査官（略）</p>
<p>第2編 家事訴訟（略）</p>
<p>第3編 家事非訟</p>
<p>第1章 総則</p>

第20条～第22条 (略)
第22条の2 (手続の救助) 法第37条の2 第1項の手続救助に関しては「民事訴訟規則」第24条から第27条までの規定を準用する。 ※ (2013・6・5規則2467で、本条を新設する改正)
第23条～第30条 (略)
第2章 ラ類家事非訟事件
第1節 総則 (略)
第2節 成年後見, 限定後見, 特定後見及び任意後見
第32条(事前処分) ① 成年後見, 限定後見, 特定後見及び任意後見に関する事件において, 家庭法院が法第62条による事前処分として職務代行者を選任するときには, その職務代行者については特別な規定がある場合を除いて当該後見人又は当該後見監督人に関する規定を準用する。 ② 第1項による職務代行者の選任処分はその選任された者, 当該後見人及び当該後見監督人に告知しなければならない, 家庭法院の法院事務官等は遅滞なく事件本人にその旨を通知しなければならない。 ③ 家庭法院は相当と認めるときには, いつでも第1項の職務代行者に事件本人の身上保護又は財産管理に必要な命令をすることができ, その選任した職務代行者を解任するか改任することができる。 ④ 家庭法院が法第62条による事前処分として臨時後見人を選任した場合, 特別な規定がある場合を除いて, 成年後見及び限定後見に関する事件の臨時後見人に対しては限定後見人に関する規定を, 特定後見に関する事件の臨時後見人に対しては特定後見人に関する規定を各準用する。 ⑤ 第2項および第3項の規定は, 第4項の臨時後見人を選任する場合にこれを準用する。 ⑥ 第1項の職務代行者については事件本人の財産から, 第4項の臨時後見人については請求人又は事件本人の財産から各相当の報酬を支給することを命ずることができる。 ※ (2013・6・5規則2467で、本条を修正する改正)
第33条～第34条 (削除) ※ (2013・6・5規則2467で、33条, 34条を削除する改正)
第35条(審判の告知等) ① 成年後見・限定後見・特定後見及び任意後見に関する審判は第25条で定めた者以外に後見人 (その審判及び法律によって任務が開始したか終了した者を含む) 及び後見監督人 (その審判及び法律によって任務が開始したか終了した者を含む) にも告知しなければならない。 ② 第1項の審判があるときには家庭法院の法院事務官等は遅滞なく事件本人

<p>にその旨を通知しなければならない。</p> <p>※(2013・6・5規則2467で、本条を修正する改正)</p>
<p>第36条（略）</p>
<p>第37条（削除）</p> <p>※(2013・6・5規則2467で、本条を削除する改正)</p>
<p>第38条(精神状態の鑑定) 家庭法院は成年後見終了又は限定後見終了の審判をする場合には被成年後見人又は被限定後見人の精神状態に関して医師に鑑定をさせることができる。</p> <p>※(2013・6・5規則2467で、本条を修正する改正)</p>
<p>第38条の2(後見事務等に関する指示) 家庭法院が成年後見人・限定後見人・特定後見人・成年後見監督人・限定後見監督人・特定後見監督人・任意後見監督人を選任したときには、その後見人又は後見監督人に対してその後見事務又は後見監督事務に関して必要と認める事項を指示することができる。</p> <p>※(2013・6・5規則2467で、本条を新設する改正)</p>
<p>第38条の3(隔離治療等の許可と指示) ① 家庭法院が次の各号の許可をするときには、成年後見人・成年後見監督人又は限定後見人・限定後見監督人に被成年後見人又は被限定後見人の身上保護又は財産管理に関して必要と認める事項を指示することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「民法」第947条の2第2項（同法第959条の6により準用される場合を含む）による被成年後見人又は被限定後見人の隔離に対する許可 2. 「民法」第947条の2第4項（同法第940条の7、第959条の5第2項及び第959条の6により準用される場合を含む）による被成年後見人又は被限定後見人に対する医療行為の同意に対する許可 3. 「民法」第947条の2第5項（同法第940条の7、第959条の5第2項及び第959条の6により準用される場合を含む）による被成年後見人又は被限定後見人が居住する建物又はその土地に対する譲渡等に対する許可 <p>② 家庭法院は必要と認めるときには、いつでも第1項及び第38条の2の許可その他の指示を取消すか変更することができる。</p> <p>※(2013・6・5規則2467で、本条を新設する改正)</p>
<p>第38条の4(特別代理人の代理権の制限) 家庭法院は成年後見人又は限定後見人に対して「民法」第949条の3により準用される同法第921条（同法第959条の3第2項の規定により準用される同法第949条の3によりさらに準用される場合を含む）によって特別代理人を選任するときには、第68条及び第68条の2の規定を準用する。</p> <p>※(2013・6・5規則2467で、本条を新設する改正)</p>
<p>第38条の5(財産管理等) 第41条から第52条の規定は、「民法」第956条により準</p>

用される同法第918条による財産管理人の選任又は改任と財産管理に関する処分及び「民法」第954条（同法第959条の6，第959条の12により準用される場合を含む）による成年後見事務・限定後見事務・特定後見事務に関する処分にこれを準用する。

※(2013・6・5規則2467で，本条を新設する改正)

第38条の6（後見事務の監督） ① 法第45条の4及び第45条の7により家庭法院から事務の実態又は財産状況を調査するか臨時に財産管理ができる権限を付与された者は，その業務処理のために家庭法院の許可を得てその後見人又は後見監督人にその後見事務又は後見監督事務に関する資料の提出を求めるか提出した資料に対する説明を求めることができる。

② 第1項に規定した者は業務を遂行する際にその後見人又は後見監督人を変更する必要があるか「民法」第954条による調査又は処分の必要があると判断したときには直ちにそれを家庭法院に報告しなければならない。

③ 第2項の報告については第11条の規定を準用する。

④ 家庭法院は，法第45条の4第1項により臨時に財産管理をする者に対してその財産管理に必要と認める事項を指示することができる。

※(2013・6・5規則2467で，本条を新設する改正)

第3節～第6節（略）

第7節 入養・親養子入養又は罷養に関する事件

第62条（入養許可の手続等） ① 家庭法院は入養の許可審判をする場合に次の各号の者の意見を聞かなければならない。ただし，意見を聞くことができないかその他の特別な事情があると認める場合にはその限りでない。

1. 養子になる者が13歳以上の場合には養子になる者
2. 養父母になる者
3. 養子になる者の親生父母
4. 養子になる者の後見人
5. 養子になる者に対して親権を行使する者で父母以外の者
6. 養子になる者の父母の後見人
7. 養父母になる者の成年後見人

② 家庭法院は養子になる者の福利のために必要と認める場合には，養父母になる者の住所地を管轄する市長・郡守・区庁長にその所得，財産，生活実態，同居家族の構成と現況，入養の動機及びその他の事情に対する調査を囑託することができる。

③ 家庭法院は国家警察官署の長に養父母になる者の犯罪経歴に対する照会を要請することができる。

④ 家庭法院は養父母になる者の養育能力と関連した疾病や心身障害の確認のために特に必要と認める場合には「医療法」による医療機関の長又は「国民

<p>健康保険法」による国民健康保険公団の長に養父母になる者の診療記録又は治療関連記録の提出を求めることができる。</p> <p>⑤ 第2項による養育環境の調査嘱託、第3項による犯罪経歴の照会要請及び第4項による治療記録等の提出要求を受けた者は、正当な理由がなければそれに従わなければならない。</p> <p>※(2013・6・27規則2477で、本条を全部改正)</p>
<p>第62条の2（親養子入養の請求） 親養子入養の請求には次の事項を明白にしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 親養子になる者の親生父母が親養子入養に同意した事実又はその同意がない場合に「民法」第908条の2第1項第3号ただし書き及び同条第2項各号に該当することを示す事情 2. 親養子になる者について親権を行使する者で父母以外の者の名と住所と親養子になる者の父母の後見人の名と住所 3. 「民法」第908条の2第1項第4号による法定代理人の同意又は同項第5号による法定代理人の入養承諾、その同意又は承諾がない場合には「民法」第908条の2第2項各号に該当することを示す事情 4. 「社会福祉事業法」による社会福祉法人の入養斡旋による請求の場合には、当該社会福祉法人の名称及び所在地と親養子になる者が保護されている保障施設の名称及び所在地 <p>※(2013・6・27規則2477で、本条を全部改正)</p>
<p>第62条の3（関係者の意見の聴取） ① 家庭法院は親養子入養に関する審判をする前に、親養子になる者が13歳以上の場合には、親養子になる者、養父母になる者、親養子になる者の親生父母、親養子になる者の後見人、親養子になる者に対して親権を行使する者で父母以外の者、親養子になる者の父母の後見人の意見を聞かなければならない。</p> <p>② 第1項の場合に親養子になる者の親生父母の死亡その他の事由で意見を聞くことができない場合には最近親の直系尊属（同順位が数人いるときには年長者）の意見を聞かなければならない。</p> <p>※(2013・6・27規則2477で、本条を全部改正)</p>
<p>第62条の4（審判の告知） 親養子入養を許可する審判は第25条で定めた者以外に親養子になる者の親生父母と親養子になる者の法定代理人にも告知しなければならない。</p> <p>※(2013・6・27規則2477で、本条を全部改正)</p>
<p>第62条の5（即時抗告） 親養子入養を許可する審判に対しては第62条の3に規定した者（養父母になる者は除外）が即時抗告できる。</p> <p>※(2013・6・27規則2477で、本条を全部改正)</p>
<p>第62条の6（略）</p>

第62条の7 (入養の請求) ① 未成年者入養の請求には次の事項を明白にしなければならない。

1. 養子になる者の父母が入養に同意した事実又はその同意がない場合には「民法」第870条第1項各号及び同条第2項各号に該当することを示す事情
 2. 養子になる者に対して親権を行使する者で父母以外の者の名と住所と養子になる者の父母の後見人の名と住所
 3. 「民法」第869条第1項による法定代理人の同意又は同条第2項による法定代理人の入養承諾、その同意又は承諾がない場合には「民法」第869条第3項各号に該当することを示す事情
 4. 「社会福祉事業法」による社会福祉法人の入養斡旋による請求の場合には、当該社会福祉法人の名称及び所在地と養子になる者が保護されている保障施設の名称及び所在地
- ② 被成年後見人の入養の請求には「民法」第873条第1項による成年後見人の同意、「民法」第871条第1項による父母の同意又はその同意がない場合には「民法」第873条第3項に該当することを示す事情を明白にしなければならない。

※(2013・6・27規則2477で、本条を新設する改正)

第62条の8 (準用規定) ① 未成年者入養を許可する審判及び被成年後見人が入養をするか養子になることに対する許可審判の告知に関しては、第62条の4を準用する。その場合、「親養子入養」は「入養」とし、「親養子」は「入養」とする。

- ② 未成年者入養を許可する審判及び被成年後見人が入養をするか養子になることに対する許可審判に対する即時抗告に関しては、第62条の5を準用する。その場合、「親養子入養」は「入養」とし、「第62条の3」は「第62条第1項各号」とする。
- ③ 未成年者入養に関する審判に関しては、第62条の6を準用する。その場合、「親養子入養」は「入養」とする。

※(2013・6・27規則2477で、本条を新設する改正)

第8節 親権と未成年後見に関する事件

第64条 (略)

第65条 (未成年後見人、未成年後見監督人の選任・変更) ① 未成年後見人・未成年後見監督人を選任するには、未成年後見人・未成年後見監督人になる者の意見を聞かなければならない。

- ② 未成年後見人・未成年後見監督人を変更するときには、その変更が請求された未成年後見人・未成年後見監督人を手続に参加させなければならない。
- ③ 家庭法院が未成年後見人・未成年後見監督人を選任するときには、未成年後見人・未成年後見監督人に対してその後見事務又は後見監督事務に関して

<p>必要と認める事項を指示することができる。</p> <p>④ 家庭法院は未成年後見人・未成年後見監督人の選任と変更の審判をする場合、その未成年者が13歳以上のときにはその未成年者の意見を聞かなければならない。ただし、未成年者の意見を聞くことができないか未成年者の意見を聞くことがむしろ未成年者の福利を害する特別な事情があると認めるときにはその限りでない。</p> <p>※(2013・6・5規則2467で、本条を修正する改正)</p>
<p>第65条の2（親権者の指定等） 親権者の指定又は未成年後見の終了及び親権者の指定に関する審判をする場合第65条第4項を準用する。</p> <p>※(2013・6・27規則2477で、本条を新設する改正)</p>
<p>第66条～第69条（略）</p>
<p>第69条の2（後見事務の監督） 未成年後見人又は未成年後見監督人に対して第38条の6の規定を準用する。</p> <p>※(2013・6・5規則2467で、本条を新設する改正)</p>
<p>第10節～第11節（略）</p>
<p>第3章 マ類家事非訟事件</p>
<p>第1節～第2節（略）</p>
<p>第3節 親権者の指定と養育に関する事件</p>
<p>第99条(当事者) ① 子の養育に関する処分と変更、面接交渉権の制限と排除及び親権者の指定と変更に関する審判は父母の一方が他の一方を相手方にして請求しなければならない。</p> <p>②（略）</p>
<p>第100条(子の意見の聴取) 第99条第1項に規定する請求がある場合に、子が13歳以上のときには、家庭法院は審判の前にその子の意見を聞かなければならない。ただし、子の意見を聞くことができないか子の意見を聞くことがむしろ子の福利を害する特別な事情があると認めるときにはその限りでない。</p> <p>※(2013・6・5規則2467で、本条を修正する改正)</p>
<p>第4節 親権の喪失等に関する事件</p>
<p>第101条(相手方) ① 「民法」第924条及び「民法」第925条の規定による親権、法律行為代理権、財産管理権の喪失宣告の審判はその親権者を相手方にして請求しなければならない。</p> <p>②（略）</p>
<p>第102条(代行者の指定) ① 第101条第1項に規定する審判請求がある場合に、法第62条の規定による事前処分として、親権者の親権、法律行為代理権、財</p>

産管理権の全部又は一部の行使を停止してそれを行使する者がなくなったときには、審判の確定時までその権限を行使する者を同時に指定しなければならない。

- ② 第 1 項の権限代行者に対しては未成年者の財産から相当の報酬を支給することを命じることができる。

第 6 節～第 7 節 (略)

第 4 編～第 6 編 (略)

附則(1990年12月31日大法院規則第1139号)

第 1 条(施行日) 本規則は1991年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条 (略)

附則 (中略)

附則(2013年 6 月 5 日大法院規則第2467号)

第 1 条(施行日) 本規則は2013年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条(適用例) 本規則は本規則施行当時家庭法院に係属中の事件についても適用する。ただし、従前の規定により発生した効力には影響を及ぼさない。

第 3 条～第 4 条 (略)

附則(2013年 6 月27日大法院規則第2477号)

第 1 条(施行日) 本規則は2013年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条(適用例) 本規則は本規則施行当時家庭法院に係属中の事件についても適用する。ただし、従前の規定により発生した効力には影響を及ぼさない。